

# 北海道における牛乳流通と共販問題

千葉 燎 郎

- 一、まえがき
- 二、酪農と乳業の發展的動向
- 三、牛乳流通と共販の現状
- 四、牛乳共販の諸問題
- (一) 牛乳流通の概況
- (二) 牛乳流通と共販の実態
- (三) 全道共販計画について
- (四) 牛乳共販の諸問題
- 結論にかえて —

## 一、まえがき

最近、わが国の酪農生産物市場がかなり急速に発達してきたのにもなつて、酪農業がほとんど全国的に發展していることは周知であるが、北海道の酪農業もまた新しい發展段階に立っていると見て過言ではない。<sup>(1)</sup>このような酪農業の發展過程において、酪農生産部面が發展するとともに、これに照応した牛乳流通機構の發展的变化があらわれることは当然である。北海道の酪農業においても、最近このような牛乳流通機構の發展的变化がかなりのテンポですすんでおり、その過程でとくに牛乳流通機構の整備と合理化の問題が前面にかびあがってきている。しかし、牛乳流通問題については、これまで調査や研究がきわめて不十分で、実態もかならずしも明らかではなく、問題のありかが充分正しくとらえられているとはいえない実情である。最近になって、ようやくこの欠陥をう

すめようとする努力が各方面にあらわれているが、本稿もその一端として、さきごろ実施した実態調査の結果を中心に、牛乳流通機構の諸問題にかんする若干の考察をこころみようとするものである。

もともと牛乳の流通機構は、他の諸商品のそれにくらべると、概してひじょうに簡単なものである。それは、牛乳がきわめて変質腐敗しやすいもので、生鮮性ということをもっともつよく要求されるため、流通時間がごく短時間に限られざるをえないからである。したがって、そこには一般商業組織が介入する余地はほとんどなく、牛乳流通過程の担当者は、加工資本か、それだけでなく生産者自体（もしくはその団体）に限られるということになる。これを北海道についてみると、従来は前者すなわち加工資本がほとんど全面的に牛乳流通を担当してきたものである。ところが、最近急速に後者すなわち生産者自体による流通過程把握の気運がつよまっており、すでに一部ではこれを実施にうつすにいたっている。北海道の牛乳流通機構は、現在このような移行の方向にそって変化しているのである。

牛乳流通機構のこのような変化をもたらしたもつとも主要かつ直接的な契機は、なんといつても乳業資本間の集乳競争の展開であろう。最近の酪農製品需要の増大にともない、北海道においては、従前からこれを基盤とする雪印およびクロバール乳業（両社は昭和三三年一月に合併した）の両道内資本にくわえて、明治・森永の両道外資本が各地に進出するとともに、若干の中小メーカーの活動も活発化して、原料乳市場をめぐるこれら乳業資本間の競争関係は、従前にくらべていちじるしく発展したのである。このような四大乳業をはじめとする乳業資本間の競争関係の展開によって、北海道の酪農生産が大いに刺激されたことはいうまでもないが、それと同時に牛乳流通機構もまた種々の面でかなり顕著な発展的变化をとげることになり、集乳組織なども以前にくらべるとずっと近代化された形

態をとるようになってきたのである。しかしながら、その一面では、資本間の競争にともなう種々の不合理面（たとえば集乳施設の重複など）や、さまざまの弊害等も目立ってきたのでこれを是正合理化しようとする要求を基礎にして、酪農生産者による一元的な共同集乳・共同販売の体制を整えようという主体的な動きがよまってきたわけである。

他方、酪農振興法にもとづく集約酪農地域の設定にもなつて、同地域内における生乳取引は農業協同組合もしくはその連合会による共同集乳をたてまえとして<sup>(2)</sup>いるため、これらの地域にたいする生乳共販組織整備の行政指導が、全体として共販の気運を促進していることも見逃がせない。現在、北海道内の集約酪農地域は二四地域にのぼり、主要酪農地帯の過半をしめているが、北海道当局は、この全地域にわたる共同集乳・生乳共販事業を積極的に推進しようとしており、道費による補助・融資等の助成施策をつうじて共販事業の全面的な実現をはかろうとしている。道当局が当初計画した昭和三三年度からの実施は、種々の事情から見送られることになったが、ひきつづきその実現への努力は今後も継続されるであらう。

本稿では、みぎのような北海道における牛乳流通機構の發展的变化の現状と、とくにそのなかですすんでいる生乳共販組織化の諸動向について、若干の考察をこころみたい。本稿の主要な素材は、昭和三二年度に農林省が実施した寒冷地農業振興対策基本調査のなかで筆者が担当した牛乳流通実態調査の結果である<sup>(3)</sup>が、本稿ではこれを再整理するとともに、その後の動向にかんする若干の資料をくわえて、みぎの問題の考察をすすめることにする。

注(1) 北海道酪農業の最近の發展段階については、伊藤俊夫編『北海道における資本と農業——酪農業と甜菜糖業の經濟構造——』（日本農業の全貌叢書3、昭和三三年三月刊）の第二篇に、われわれの見解をのべた。

(2) 酪農振興法施行令第三条第三号は、集約酪農地域の指定基準の一つとして、「その区域内で生産される生乳について、農業協同組合又は農業協同組合連合会が共同して集乳することが確実であること」ときだめている。

(3) 北海道における牛乳流通機構実態調査報告書は、農林省農林水産技術会議事務局・農林省寒冷地農業振興対策室「北海道における牛乳の流通機構（寒冷地農業調査報告VI）」（昭和三四年五月）として印刷発表された。

## 二、酪農と乳業の発展的動向

はじめに、酪農生産と乳業の発展的動向を一べつしておこう。

まず第1表は、最近一〇年間の北海道における酪農生産発展の足どりをしめす諸指標である。本表は、この一〇年間に、乳牛飼養農家数が二・二倍に、乳牛飼養頭数が二・七倍に、牛乳生産量が約三・六倍に増加したことをしめしている。このような発展は、とくに昭和二七年からはじまったもので、それ以降の年々の増加率には多少の差はあるが、これを牛乳生産量についてみると、最高三三%（昭和二九年）、最低一〇%（同三〇年）といふかなり高いテンポのものである。このような牛乳生産増加の高いテンポが、乳牛飼養農家数の増加によるよりも、飼養農家一戸当たり平均乳牛頭数のより大きな増加、さらには乳牛一頭当たり平均産乳量のより大巾な増大に依存しているものであることは、本表からあきらかであろう。

みぎのような牛乳生産高の増加にもなつて、その出荷量も増加することは当然である。第2表に出荷量の推移をしめしたが、毎年生産量の八八〜九〇%が出荷されていることがわかる。残余の一〇〜一二%は、自家飲用・犢育成用および若干の附近販売のものなどである。昭和三二年から、とくに出荷率が高まっているのが注目され、今

第1表 最近10年間の酪農生産の發展的動向

年次	乳牛飼養 農家数	乳牛飼養 頭数	搾乳牛 頭数	牛乳 生産量
A. 実数	千戸	千頭	千頭	万石
昭和 24年	24.2	52.8	32.6	50.2
25	25.3	54.6	32.8	53.0
26	27.5	59.5	32.8	54.4
27	34.6	71.6	33.0	67.1
28	39.0	86.4	34.7	76.7
29	40.0	90.1	48.3	101.9
30	39.2	89.0	46.2	112.2
31	44.0	102.7	—	129.8
32	50.6	124.0	57.5	154.6
33	53.8	142.9	—	179.6
B. 指数				
昭和 24年	100.0	100.0	100.0	100.0
25	104.5	103.4	100.6	105.6
26	113.6	112.7	100.6	108.4
27	143.0	135.6	101.2	133.7
28	161.2	163.6	106.4	152.8
29	165.3	170.6	148.1	203.0
30	162.0	168.6	141.7	223.5
31	181.8	194.5	—	258.6
32	209.1	234.8	176.4	308.0
33	222.3	270.6	—	357.8
C. 対前年比				
昭和 24年	—	—	83.2	122.1
25	104.5	103.4	100.6	105.6
26	108.6	108.8	100.0	102.6
27	125.8	120.3	100.6	123.3
28	112.7	120.7	105.2	114.3
29	102.6	104.3	139.2	132.9
30	98.0	98.8	95.7	110.1
31	112.2	115.4	—	115.7
32	115.0	120.7	—	119.1
33	106.3	114.4	—	116.2

農林省統計調査事務所編『北海道農林水産統計』  
1955～1959各年版による。ただし、33年の牛乳生  
産量は、農林省統計調査部『牛乳・乳製品の生産  
消費量に関する統計』（昭和33年1月～12月分）  
による。

後生産乳量の増加とともに、出荷率は漸次向上をみつつあるであろう。したがって出荷乳量の増加割合は、生産乳量の増加割合を漸次上まわることになるはずである。

さて、これらの出荷牛乳は、道内各地において、雪印・クロバール乳業をはじめ明治・森永などの大乳業メーカーや、札幌酪農牛乳・不二家乳業・北海道乳業ほか多数の中小加工・処理メーカーなどの、諸種の乳業施設に販売され搬入されているわけである。つきにこれら乳業施設のうごきについてみると、一貫した統計資料を欠いているため正確なところはつかめないが、第3表でおおよその動向はわかるであろう。乳製品工場は、昭和二四～二六年ご

ろは約六〇カ所前後であったが、二七～二八年に増加して約八〇カ所となり、その後やや減少の傾向をみせて三二年現在七二カ所となっている。市乳処理場は、二四、二五年の資料を欠いているが、その後は一一〇から一四〇カ所の間を増減している。これできらかなように、上記の出荷処理乳量のかなり大巾な増加にもかかわらず、これら乳業加工・処理施設の数はそれほどふえてはいないのである。ということは、一施設当りの平均処理乳量が増大したことをもがたっている。

いま、北海道内の出荷乳量のほぼ九〇%を年々処理加工している四大乳業会社所属の乳製品工場について、この平均処理乳量の増大状況をみると(第4表、昭和二六年の平均日量約三二石にたいし、三二年には約七九石で二・五倍になっている。二六年当時のこれら工場の平均処理能力は日産約七二石で、実際の処理乳量はその四四%程度にすぎなかったわけであるが、三二年の平均処理乳量はすでに二六年当時の処理能力をこえており、この

第2表 牛乳出荷量の増加

年次	生産量 (A)	出荷量			出荷率 (B/A)	(参考) 出荷量
		原料乳	飲用乳	合計(B)		
昭和24年	501,972	393,933	39,200	433,133	86.3	415,233
25	530,367	426,863	42,702	469,565	88.5	509,425
26	543,712	436,284	47,293	483,577	89.0	511,238
27	671,131	—	—	—	—	588,989
28	766,713	—	—	—	—	670,202
29	1,018,814	790,229	109,079	899,308	88.3	881,486
30	1,122,611	864,514	125,548	990,062	88.2	987,941
31	1,297,940	1,016,335	129,408	1,145,743	88.3	1,137,513
32	1,546,017	1,247,872	138,491	1,386,363	89.7	1,381,659
33	1,796,320	1,462,320	170,112	1,632,432	90.9	1,581,444

資料は前表に同じ。ただし、参考欄の出荷量は北海道酪農検査所の検査数量によるもの。

間にかなり多くの工場で処理能力の拡張が行なわれたことをしめしている。同表の集乳量規模別工場数の比較は、一方が二六年の年間平均日量を基準としているのにたいし、他方が三三年一月の月間平均日量を基準としているため、厳密な比較にならないが、一応みぎの事情をうかがうにはたりよう。市乳処理場についてはこのような比較資料がないため、詳細をあきらかにできないが、しかし北海道の場合、市乳処理場の動向はそれほど大勢に影響をあたえるものではない。

つぎに、これらの乳業加工・処理施設を企業形態別に観察して、とくに、前にもふれたような四大乳業会社の支配的な地位をあきらかにしよう。この点については、以前にさかのぼって比較検討できる資料がないため、三〇、三一、三二年の最近三カ年についてみることにする。第5表は、乳製品工場数・市乳処理場数のうごきを企業形態別にしめたものであるが、これで四大乳業会社が乳製品工場数で圧倒的な地位をしめ、市乳処理場数でもかなり比重をしめていることがわかる。同時に本表では、中小会社以下の中小企業形態の乳製品工場が最近三カ年間に減少の傾向にあること、逆に市乳処理場はこれらの企業形態のものもむしろ増加傾向にあること、ただし酪農協

第3表 乳業加工・処理施設数の推移

年次	乳製品工場	市乳処理場	合計
昭和24年	a) 62		
25	a) 64	b) 57	
26		b) 63	c) 112
27		b) 80	
28		78	142
29			
30		74	134
31		76	111
32		72	142
			220
			208
			187
			214

1. a) 食糧品公団調査、24年4月および25年3月現在。農林省畜産局『畜産提要』昭和23・24年版および25・26年版より。  
b) 雪印乳業会社資料による。c) 農林省畜産局調査、26年8月現在。『畜産提要』25・26年版より。
2. 28年以降は農林省統計調査部乳用牛調査の資料による。

の乳業施設はいずれも減少傾向にあること、などの諸傾向をうかがえよう。

四大会社についても工場数の変動がある程度みとめられるが、これは各種乳製品の市況の変動に応じて、通常「中間工場」とよばれる小規模施設の操業を開閉するため生ずるもので、むしろ大企業における生産の弾力性の

大きさをものがたっている。中小企業はこのような弾力性がきわめて小さいため、市況悪化によって企業閉鎖をせまられたり、大企業への吸収をよぎなくされたりすることになるのである。

したがって、北海道の乳業における中小企業の後退は、生産の集中がすすみ、大企業にたいする競争の余地の乏しい乳製品製造部面で顕著にあらわれており、逆に生産の集中が不十分で競争の余地がのこっている市乳処理部面では、なお中小企業の存続ないし進出がおこなわれているのである。この生産集中の程度は、つぎに処理

第4表 乳製品工場の処理乳量の増大（4大乳業会社所属工場）

	昭和26年年間平均		昭和32年年間平均
	処理能力	処理量	処理量
平均1工場当り処理日量	石 71.5	石 31.7	石 78.8
平均1日当り処理乳量規模別工場数			
処理規模別	26年年間平均		33年1月 月間平均
～ 10石	—	5	6
10 ～ 20	3	10	3
20 ～ 50	12	19	19
50 ～ 100	13	5	13
100 ～ 200	11	1	9
～ 200石	1	—	—
総 数	40	40	50

1. 昭和26年の数字は、農林省畜産局調査地方別工場別処理状況（『畜産概要』昭和25・26年版128頁）により算出した。
2. 昭和32年の年間平均処理日量は、北海道酪農検査所資料による各社乳量の合計を、農林省統計調査部乳用牛調査結果資料の4社操業工場数で除して算出した。
3. 昭和33年1月の乳量規模別工場数は、農林省統計調査部乳用牛調査結果資料による。



乳量規模別工場・処理場数を企業形態別にみることで、あきらかになる(第6表)。

すなわち、乳製品工場については、四大企業は処理日量二〇石以上から五〇石以上のものが多数を占めているのにたいし、その他の中小企業は日量一〇石未満のものが大半で、それ以上の規模のものはごくわずかしかない。しかもこの数字は、出荷乳量の比較的少ない一月について見たものであるから、年間を平均してみれば両者の較差は一そう大きくなるはずである。しかし、市乳処理場については事情がちがひ、大企業と中小企業との処理量規模の較差がそれほど大きくはなく、いずれも日量二石未満ないしは五石未満処理のものが大半をしめ、大企業の優越性があまり顕著ではない。この点は、北海道における大都市の未発達による大きな市乳市場の未形成を反映している。

みぎのような企業形態別乳業工場の動向を製造品

第5表 企業形態別工場処理場数

企業形態別	乳製品工場			市乳処理場		
	30年	31年	32年	30年	31年	32年
会社	48	51	49	(33) 61	(32) 65	(35) 76
4大会社		43	42		(21) 50	(23) 60
中小会社		8	7		(11) 15	(12) 16
農協	4	4	4	(2) 3	(2) 2	(6) 6
酪農協	5	5	4	(2) 6	(2) 5	(1) 4
その他組合	1	1	0	(2) 2	(2) 2	(2) 2
個人の	6	5	5	(95) 96	(73) 75	(98) 101
その他	10	10	10	(-) 1	(-) 2	(-) 4
合計	74	76	72	(134) 169	(111) 151	(142) 193

1. 農林省統計調査部乳用牛調査結果資料による。
2. 市乳処理場数には乳製品工場で市乳処理を行なうものをふくむ。( )内は市乳処理のみを行なう処理場数をしめす。
3. 企業形態別の「その他」は財団法人、宗教団体等の経営によるものをいう。

目との関係でみると、当然のことながら、中小企業の工場は小資本でできるバター製造に集中しており、れん乳・チーズを製造するものは若干あるが、比較的高度な資本構成を要する粉乳製造をおこなうものは、わずかに工場にすぎない(第7表)。また、中小企業のバター製造工場には脱脂乳加工設備をとまなうものがほとんどなく、このことは当然中小企業におけるバター製造のコスト高をものがたっている。最近における酪農協等の小製酪工場の減少傾向は、この点を反映しているとみられるのである。これにたいして四大会

第6表 処理乳量規模別・企業形態別工場処理場数(昭和33年1月)

33年1月の月間 処理量規模別	4 大会社	中 小会社	農 協	酪 農 協	その 他組合	個 人	そ の 他	合 計
乳製品工場								
総          数	50	6	1	3	—	3	10	73
～ 300 石	6	3	1	3	—	3	9	25
300 ～ 600	3	1	—	—	—	—	—	4
600 ～ 1,500	19	1	—	—	—	—	—	20
1,500 ～ 3,000	13	1	—	—	—	—	1	15
3,000 ～ 6,000	9	—	—	—	—	—	—	9
6,000 石 ～	—	—	—	—	—	—	—	—
市乳処理場								
総          数	23	12	7	3	2	104	—	151
～ 60 石	11	3	4	—	2	100	—	120
60 ～ 150	5	5	2	1	—	4	—	17
150 ～ 300	2	1	1	2	—	—	—	6
300 ～ 600	4	2	—	—	—	—	—	6
600 ～ 1,500	1	—	—	—	—	—	—	1
1,500 ～ 3,000	—	1	—	—	—	—	—	1
3,000 ～ 6,000	—	—	—	—	—	—	—	—
6,000 石 ～	—	—	—	—	—	—	—	—

資料は前表に同じ。

社の工場にあっては、製造品目は全種類にわたっているが、とくに最近の傾向として粉乳なかならず全脂粉乳製造工場数の増加がめだっている。バターおよびれん乳製造の相対的な停滞にたいする粉乳製造の増大は、最近の北海道の乳業における特徴的な傾向であるが、今後この傾向はさらに発展するとみられ、そのことは北海道における四大乳業資本の支配的地位の一そうの強化をものがたるのである。みぎの傾向を、各種乳製品生産高の推移ならびに原料乳配分率の変化についてみれば第8表のごとく、粉乳製造の発展にくわえてチーズ製造の大巾の増加も注目される。

以上で、北海道の乳業の概況、とくにそこでの四大乳業資本の支配的な地位がほぼ明らかになったとおもうが、これら四大会社のそれぞれの個別的な地位についてはまだ明らかになっていない。この点については、充分な資料が得られないため立ちいった

第7表 製造品目別乳製品工場数（昭和32年々間，企業形態別）

品目	4大会社	中小会社	農協	酪農協	その他組合	個人	その他	32年合計	31年合計	30年合計
総数	42	7	4	4	—	5	10	72	76	74
加糖れん乳	16	4	—	—	—	—	1	21	22	21
無糖れん乳	2	—	—	—	—	—	—	2	2	2
全粉乳	14	1	—	—	—	—	—	15	11	8
加糖粉乳	4	—	—	—	—	—	—	4	5	3
調整粉乳	6	—	—	—	—	—	—	6	7	4
バター	35	7	4	4	—	5	10	65	68	68
チーズ	3	—	—	—	—	—	2	5	6	6
脱脂れん乳	14	1	—	—	—	—	1	16	16	16
脱脂粉乳	15	—	—	—	—	—	—	15	15	16
市乳	37	4	—	3	—	3	4	51	40	35

資料は前表に同じ。

観察はできないが、第9表の各社別集乳量のうごきからその大勢はうかがえるだろう。すなわち昭和三二年についてみれば、雪印乳業は道内総出荷乳量の五五%弱、クローバー乳業は二二%弱を集乳しており、両道内資本がなお大半を制しているとはいへ、すでに森永乳業が八%弱、明治乳業が七%弱をしめるにいたっており、道内資本の集乳比率の漸減傾向にたいする道外資本の着々たる進出がめだっている。このような傾向は中小会社の場合も同様で、札幌酪農牛乳や北海道乳業などの道内資本の相対的停滞にたいし、道外資本の不二家乳業が進出をしめしている。(4)

第8表 各種乳製品生産高の推移(指数)と原料乳配分率の変化

(単位: %)

品 目	昭和 28年	29	30	31	32	原料乳配分率	
						28	32
加糖れん乳	100.0	144.4	135.9	166.5	207.5	18.1	16.3
無糖 "	100.0	180.9	264.7	355.5	507.8	0.6	1.3
小計	100.0	145.7	140.5	173.3	218.1	18.7	17.6
全脂粉乳	100.0	160.0	137.3	413.8	434.9	2.5	4.6
加糖 "	100.0	97.9	79.8	113.2	150.2	3.2	2.1
調製 "	100.0	140.4	144.3	217.5	296.7	4.9	6.3
小計	100.0	132.2	125.3	223.6	280.8	10.6	13.0
バター	100.0	143.6	156.3	164.3	205.2	65.5	58.1
チーズ	100.0	150.9	206.7	334.3	506.4	5.2	* 11.3
合計						100.0	100.0
脱脂れん乳	100.0	165.1	136.5	154.0	199.4		
"粉乳	100.0	193.3	210.6	228.9	357.4		

1. 農林省統計調査事務所編『北海道農林水産統計』1958～59年版により作成。
2. 原料乳配分率は各製品の単位当り所要原乳量を乗じて算出した。\* チーズは最近需要増加したため粗製チーズを輸入し、これを練りあわせてプロセスチーズを製造しているから、チーズ生産高の全部が道内の原料乳によるものではないが、どれだけ輸入チーズを用いているか明らかでないので、一応全部道内原料乳によるものとして計算したものである。

そして、大会社、中小会社をつうじて、これら道外資本の道内進出は、昭和二八年から二九年にかけての酪農好況時にとくに顕著におこなわれたことが注目される。それ以後も道外資本はつねに平均以上の増加率をもつて集乳量を増してきている。

主としてかような道外資本の進出を中心に展開した乳業資本相互間の競争関係の発展が、北海道における牛乳流通機構にどのような変化をもたらしただか、これを次節でみよう。

注(4) これらの中小会社についてごく簡単に説明しておく、札幌酪農牛乳は雪印乳業の子会社で札幌市の市乳メーカー、資本金五、五〇〇万円。北海道乳業は函館市所在の乳業メーカーで、主として鉄道

北海道における牛乳流通と共販問題

第9表 各会社別集乳量の動向

(単位：%)

年次	大会社				中 会 社			その他	全道計
	雪印乳業	北海道一 北バ (クローバー)	森永乳業	明治乳業	札幌酪農牛乳	北海道乳業	不二家乳業		
A. 对全道比									
昭和 26 年	63.9	23.7	2.5	0.9	3.2	0.5	—	5.3	100.0
27	64.0	25.2	2.6	1.7	2.9	0.7	—	2.9	100.0
28	61.8	23.6	3.0	1.7	3.9	1.4	0.2	4.4	100.0
29	58.0	22.6	5.3	3.3	3.3	1.1	1.2	5.2	100.0
30	57.0	22.5	5.9	4.3	3.1	0.7	1.0	5.5	100.0
31	56.3	21.8	5.9	5.3	2.9	0.9	1.3	5.6	100.0
32	54.6	21.6	7.7	6.6	2.7	0.8	1.4	4.6	100.0
B. 对前年比									
昭和 27 年	110.1	117.1	117.6	217.3	100.8	166.2	—	63.7	115.1
28	115.0	111.6	140.3	118.9	158.9	235.6	—	168.2	113.8
29	121.2	123.9	223.4	252.6	107.3	102.5	561.2	165.1	131.6
30	108.9	109.8	121.7	144.2	106.4	71.3	118.8	107.0	112.1
31	111.3	109.4	114.2	139.7	105.6	136.6	142.9	116.6	115.1
32	118.9	121.5	159.0	151.4	112.7	116.2	140.6	111.2	122.6

北海道酪農検査所資料により算出。

弘済会にアイスクリームや乳飲料等を納品している。資本金は二、〇〇〇万円。不二家乳業は東京の不二家製菓の子会社で、昭和二八年一月日高門別町に富川工場を完成して北海道に進出し、主として製菓原料用の大缶れん乳およびバターを製造している。

(5) この時期の事情については、『農業総合研究』臨時増刊号（北海道農業特集、昭和三〇年二月刊）所収の山田貢「いわゆる酪農好況の経過」に詳しく述べられている。

### 三、牛乳流通と共販の現状

#### (一) 牛乳流通の概況

上記のような酪農および乳業の發展的動向に対応する牛乳流通の發展的变化について、まず全道的な概況からみていこう。

##### 1、取引事情

北海道における牛乳流通の変化のもつとも直接的な契機が、森永・明治をはじめとする道外乳業資本の進出にあるとみられることは前述したが、これらの各乳業施設にたいする出荷農家数の変化をまず考察しよう。第10表は、道外資本の積極的な進出期の直前にあたる昭和二七年の各社別牛乳出荷農家の数字である。これは、当然のことながら前掲第9表の各社別集乳量の同年の数字とほぼ対応する。これにたいして、最近の同様な資料が得られないので完全な比較はできないが、第11表の牛乳販売先別集落数との対比で、ほぼその間の推移をうかがうことができよう。その推移の一般的傾向については、すでに前掲第9表について考察したところにつきるので、ここでとくにつけ加えることはなし。

ただ第11表においては、牛乳販売先別集落数の地域的差異のごく大まかな比較ができるので、その点についてだけ若干ふれておきたい。すなわち、札幌区（石狩・空知・上川・留萌支庁）、北見区（宗谷・網走・根室支庁）、帯広区（釧路・十勝・日高支庁）、函館区（胆振・後志・渡島・檜山支庁）の四つの地域のなかで、雪印・クロバリー（旧北海道バター）両社への出荷集落比率は函館区がもっとも高く、北見、帯広、札幌の順に低下している。これにたいして、森永・明治両社への出荷集落比率は帯広区が最高で、北見区がこれにつき、札幌区ではかなり低下するが、函館区にいたってはわずか〇・三%をしめすにすぎない。その他の乳業会社・酪農組合・個人業者等の中小企業への出荷集落比率は、札幌区、函館区において高く、北見区、帯広区において低いが、これはすでにみた通り、主として市乳市場の各地域における存在状態にみあうものと考えられる。

みぎのような牛乳販売先別集落数の地域的分布状態は、各社乳業工場の立地状況をしめした第1図によってよりよく理解できよう。同図にみる通り、雪印・クロバリー両社は、それぞれ集乳区域をわけながら全道的に工場を設置しているのにたいし、森永・明治両社は、それぞれ北海道酪農協同会社分割当時の遠軽・今金両工場を拠点として、森永は主として道北東部に、明治は主として道南から札幌周辺をへて道東部に進出している。その他の中小乳業工場は主として道南半部に位置しているが、以上の各社乳業工場の接触地帯がそれぞれはげしい集乳競争の地帯となつているのである。それらの実態については後に若干考察することとして、つぎにこれら乳業会社と牛乳生産者と

第10表 各社別牛乳出荷農家数  
(昭和27年)

会社別	出荷戸数	比率	
		戸	%
雪印	19,970		55.4
道バタ	8,081		22.5
森永(遠軽)	865		2.4
明治(今金)	600		1.7
その他	6,463		18.0
合計	35,979		100.0

雪印乳業会社資料による。

の間の取引形態についてみたい。

下掲の第11表にみるとおり、北海道の牛乳生産者は主として農協もしくは酪農協を通じてその牛乳を各乳業会社に販売している。まず雪印・クロバール業関係についてみると、両社への牛乳販売者は、すべて所属の農協（もしくは酪農協）を通じて北連（北海道経済連）に販売委託をされており、両社は原則的に全乳量を北連から買入れる形式をとっている。したがって牛乳代金もひとまず会社から全額が北連に支払われ、北連は各人の出荷高に応じてそれぞれ各農協の貯金台帳に振込むという支払経路をとっているのである。以前には、この過程で北連も販売手数料をとっていたことがあったが、後述のよ

第11表 牛乳販売先別集落数（昭和32年9月）

	全 道	札幌区	北見区	帯広区	函館区
主に農協、酪農協を通じて乳業会社に販売					
雪印・クロバール乳業	5,926 (77.2)	1,750 (73.0)	1,135 (79.1)	1,436 (76.9)	975 (83.5)
森永・明治乳業	831 (12.1)	227 (9.5)	241 (16.9)	359 (19.5)	4 (0.3)
その他乳業会社	353 (5.1)	162 (6.7)	50 (3.4)	51 (2.7)	90 (7.7)
主に酪農組合で経営する工場に出荷	250 (3.6)	181 (7.5)	—	2 (0.1)	67 (5.8)
主に個人資本の市乳業者に販売	129 (1.9)	77 (3.2)	8 (0.6)	13 (0.6)	31 (2.7)
主に仲買人に販売	10 (0.1)	4 (0.1)	1 (0.0)	4 (0.2)	1 (0.0)
合 計	6,869 (100.0)	2,401 (100.0)	1,435 (100.0)	1,865 (100.0)	1,168 (100.0)

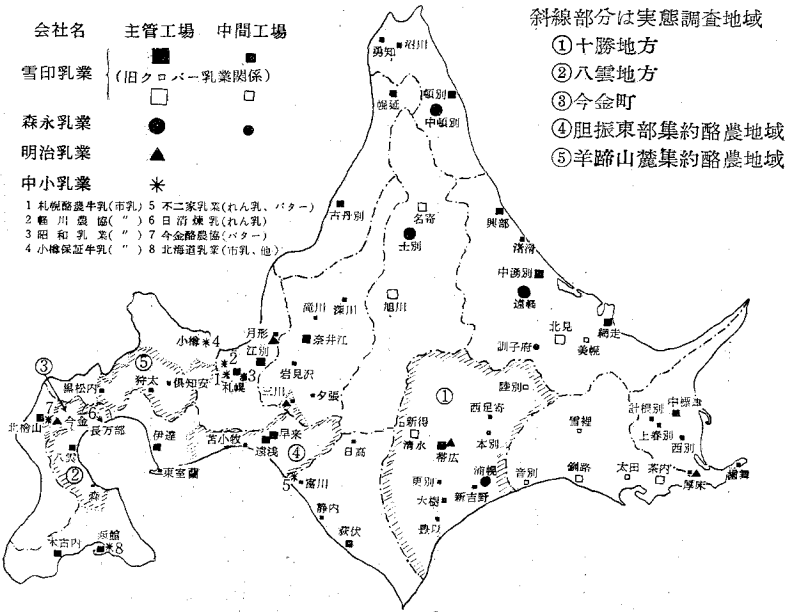
1. 農林省統計調査部『緊急畜産センサス照査票結果速報』による。夏乳の場合についての数字をあげたが、冬乳の場合についてもこれと大差ない。
2. (・)内は各区合計数を100とした百分率である。



うに北連は実際の集荷過程には全然タッチしない(各車協にしてもほぼ同様だが)のだから、ここで手数料だけとるのは当を得ていないという意見がたつよく、これは廃止された。

かように牛乳の取引形態が、形式的にもせよ、乳業会社と北連との団体取引契約の形をとっていることから、乳価決定もまた会社と北連との団体交渉を通じておこなわれる。北連の牛乳委員会がその交渉機関である。しかし北連は、牛乳については集荷過程を直接担当しておらず、生産物を現実に把握していないので、乳業会社にたいする交渉力は比較的に弱からざるをえない。北連牛乳委員会が、従来の乳価交渉において、ともすれば会社側の提示価格への妥協に終ることが多かったというのも、その一因はかような実質のない共販形式からくる団体交渉の迫力の欠除にある

北海道における牛乳流通と共販問題



第1図 各社別乳業工場分布状況(昭和33年末現在)

たといわなければならぬだろう。この点については、牛乳共販の問題点の一つとして、あとでさらにふれることにする。

森永・明治・その他の乳業会社の場合についてみれば、その集荷範囲は多少とも地域的に局限されているので、みぎのような団体取引の対象も単位農協もしくは酪農協の場合が多く、北見地方や十勝地方のように森永・明治乳業の集荷範囲が比較的広いところでは、現在地区農協連（略称地区連）が取引団体となっている。しかし、これらの乳業会社が新しい地域に進出し、集乳圏を獲得しようとする段階では、ただちにこのような団体取引が実施できる場合は多くはなく、個別農家との取引からはじめるのが普通である。個別生産者との取引をつみかさねて、それが一定数に達した時に、これを既成事実として農協との団体取引に移行するのである。この移行に先だつて出荷者の申合せ組合による団体取引形式がとられることもあり、また農協との団体取引への移行後もこれへの参加をこぼんで、会社と直接の個別取引を続ける例もある。これらの取引形式の変更をめぐって、各種の紛議を生ずる例はかなり多い。

乳代支払径路や乳価決定方式も、当然みぎのような取引形態の変化に対応してきまるわけで、現在の取引乳価は各乳業会社と取引団体との交渉をつうじて決定されるたてまえである。しかしこれらの場合も、大多数の取引団体は集乳過程を把握してゐるわけではないので、その価格交渉力は当然弱い。したがって現在の団体取引形態は、むしろ資本にとっての流通費（事務コスト）節減のための手段たる側面が強いものといえよう。一方、農協にとっては、資金運用面で乳代取扱いをつよくのぞむ理由があるので、これらの両面が、各乳業会社と系統農協との牛乳団体取引の形成を促進した主要因だとみてよいように思われる。

このような農協による団体取引への集約の過程を、十勝地方における森永・明治両社との取引の場合についてみれば、第12表のごとく、昭和三二年には森永から支払われる乳代の八五%、明治からの乳代の九九・五%が農協を経由するにいたっている。なお同表の昭和二八年の森永の乳代支払が一〇〇%農協経由になっているのは、森永乳業が同年浦幌町うらほらに十勝工場を設立したさい、同町関係者が積極的にその誘致を行ない、当初から同町農協との団体取引がなされたからである。翌年から森永は付近町村に進出して集乳したため、個別取引が急激に増大したが、その後しだいに農協経由取引に整理されていった過程を同表はしめしている。

さて、以上のような取引形態と価格決定方式のもとであらわれた各社別乳価の水準とその動きについて、つぎにみよう。前記のように、雪印・クロバー両社については、北連牛乳委員会との交渉を通じて全道一本の統一価格を決定しているが、森永・明治等の場合は、各取引団体との交渉を通じてそれぞれの取引事情に応じた乳価が設定されるため、全道的にかならずしも統一しているわけではなく、地域により若干の差がみられることもある。しかしそれほど大きな地域差をしめすわけではないので、代表的な十勝地方における各社別乳価の動向をしめした第2図によって、最近の北海道における乳価事情の概要をうかがうことができよう。

第2図によれば、市況の変化にともなう乳価変動の推移のなかで、定期的に若干の差異をしめしながらも、森永

第12表 支払経路別乳代割合の変化  
(十勝地方)

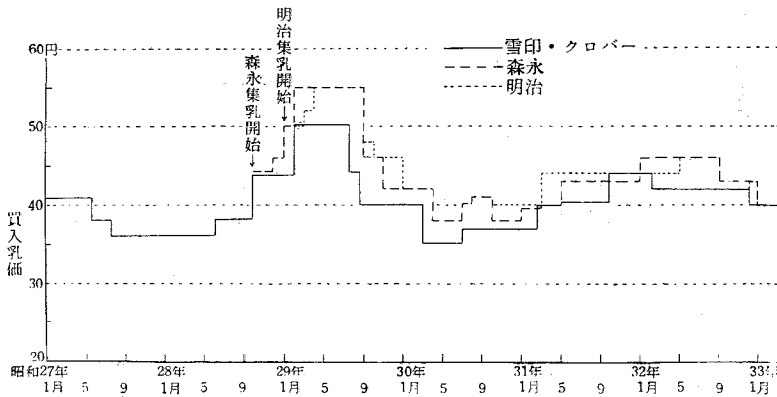
(単位：%)

年次	森永乳業		明治乳業	
	農協経由	個人私	農協経由	個人私
昭和27年	—	—	—	—
28	100	0	—	—
29	60	40	50	50
30	70	30	70	30
31	85	15	95	5
32	85	15	99.5	0.5

十勝農協連資料による。

・明治両社の買入乳価はほぼ一貫して雪印・クロバール社の乳価を上廻ってきたことが知られる。とくに昭和二九年夏場の酪農好況にささえられた積極的進出期における森永・明治両社の高乳価は特徴的で、これが両社にたいする出荷農家の増大をもたらししたことは当然であろう。かような乳価事情は、道内他地域の競争地帯においてもほぼ同様で、これに中小乳業会社の競争がさらに加わる場合は、中小乳業は森永・明治の乳価をさらにいくらか上廻る価格をつけなければ進出できなかつた。これが、中小乳業における原料高の製品安という事態をもたらし、中小乳業のいくつかを没落にみちびいていったのであつた。

第2図についていまひとつ指摘すべき点は、同図における雪印・クロバール乳業の買入乳価が、基本価格とよばれる主管工場受入れ価格をしめしたものだという点である。雪印・クロバール社の乳価体系は、第13表にかかげたような集乳所石数規模別差等乳価体系であるから、両社にたいする牛乳出荷者の大多数の実際受取価格は、第2図の乳価水準よりかなり下廻ることになるのである。無競争地帯では問題がおきないとしても、競争



第2図 十勝地方における各乳業会社別買入乳価の推移  
(原料乳1等・脂肪率3.2%・1升当り)

地帯において森永・明治等がみぎの基本価格一本で庭先まで買に出た場合には、当然このことが問題にならざるをえない。十勝地方についてみれば、当初雪印・クロバー両社について、個々の事情に応じて乳価プラスアルファのような防衛策を講じていたようであるが、ついにこのような彌縫措置では対抗しきれなくなり、昭和三一年九月以降十勝地域における買入乳価には集乳所石数規模別段階差を適用せず、全域にわたって主管工場価格一本での買入れを行なうようになった。これはさしあたり十勝地方にかんする例外措置としてあらわられたのであるが、後述する集乳組織の変化や共販体制の進展等にもない、現行の雪印・クロバー両社の集乳所石数規模別差等乳価体系は、当然修正されざるをえなくなってくるであろう。

北海道における牛乳流通と共販問題

第13表 集乳所石数規模別差等乳価の推移（十勝地方の場合）

(単位：原料乳1等・脂肪率3.2%・1升当り円)

期 間 (年 月 日)	主 管 工 場	中間工場 および 7石以上 集乳所	5～7石 集乳所	3～5石 集乳所	3石以下 集乳所
28. 9.21 ~ 29. 1.31	43.36	42.24	40.32	39.36	38.24
29. 2. 1 ~ 29. 7.20	50.08	48.96	47.04	46.08	44.96
29. 7.21 ~ 29. 8.20	44.08	43.04	40.96	40.00	39.04
29. 8.21 ~ 30. 2.28	40.00	39.04	36.96	36.00	35.04
30. 3. 1 ~ 30. 6.30	35.04	34.08	32.00	31.04	30.08
30. 7. 1 ~ 30. 9.20	36.96	36.00	34.08	32.96	32.00
31. 2.21 ~ 31. 4.30	39.04	38.08	36.00	35.04	33.92
31. 5. 1 ~ 31. 9.20	40.26	39.27	37.13	36.14	34.98
31. 9.21 ~ 32. 1.20	44.00	—	—	—	—
32. 1.21 ~ 32.11.30	42.08	—	—	—	—
32.12. 1 ~ 33. 3.31	40.00	(39.00)	(36.99)	(36.00)	(35.00)

1. 十勝農協連資料による。
2. 31年9月21日以降十勝地域ではこの差等乳価を適用せず。
3. ( )内は参考までにこの時期の差等乳価を示したもの。

なお、北海道における牛乳取引は、ほとんど例外なくいわゆる「脂肪買い」形式をとっており、脂肪率検定や酸度検定等は、北海道酪農検査所の指導監督のもとに買受者側が各受入れ場所を実施している。これにたいする出荷者側の立合いはたいして行なわれているが、ときには会社側の実施する検査への不信が問題化することもないではない。

## 2、集乳組織

おおよそ以上のような取引事情のなかで、牛乳の集荷過程はおおむね各乳業会社の担当するところとなっていたことは、すでにしばしばふれた。そのような集乳組織に最近いかなる変化があらわれているか、この点をつぎに考察しよう。

従来 of 北海道における集乳組織は、乳業工場を中心とした集乳所網組織が基本的なものであった。原料生産者の広地域にわたる低密度の分散状態や、道路その他交通輸送手段の未発達等の諸条件に対応した集乳組織が、それであった。かような条件のもとで、一定量の牛乳を一定度の乳質に保ちながら集荷するとともに、他方牛乳の運搬性を高めるためにクリーム分離や濃縮等の第一次加工まで担当するのが、ほかならぬ集乳所や中間工場の役割であった。<sup>(6)</sup>このような集乳組織体系にあっては、牛乳流通過程を会社側が全面的に担当しているのは正しくない。なぜなら集乳所までの運搬輸送は、多かれ少なかれ出荷者自身が、個人的にか、共同でか、これを分担しているからである。生産者はみずからの牛乳を商品として集乳所まで運搬する。こうした取引方式によって、乳価は当然集乳所における受渡し価格となる。しかも、これら各集乳所から主管工場までの単位乳量当り輸送経費は、それぞれかなり異ならざるをえない。そこで、このような集乳組織体系に対応するものとして、前記の集乳所石数規模別差

等乳価体系があらわれているのである。

しかし、みぎのような従来の集乳組織のあり方も、最近の諸条件の変化にともなつて、当然容せざるをえなかつた。この場合も、変化のもつとも直接的な契機は、すでにふれたようにやはり資本間の競争にはかならない。雪印・クロバール両社のみぎのような集乳組織のもとにある牛乳生産圏にたいして、森永・明治等の競争資本が進入し、そこで集乳を開始しようとするにさいしては、当然別途の新たな集乳方法によらざるをえなかつた。そのような方法として、これらの競争資本はトラックによる農家の庭先集荷という積極的な方法を採用したのである。しかも上記のようなより高い乳価をもつて、庭先まで買いに出たのであるから、多くの牛乳生産者がそちらに動いたのもきわめて自然であつた。こうして競争会社がトラック集荷によって集乳圏を拡張して行くのを見ては、雪印・クロバール側も安閑とはしてられない。自然、対抗手段として、雪印・クロバール両社も、競争地帯ではトラック集荷にのり出さざるをえなくなつたのである。

かように、集乳組織の容の直接的な契機は乳業資本の競争にあつたが、同時に、その容を可能にした諸条件の変化が、あるいは先行し、あるいは並行して当然進んでいたものと考えられる。その第一は、何といつても道路をはじめとする輸送手段の最近における整備発達であろう。またとくに冬季における道路除雪手段の発達には注目しなければならない。かくて、トラック集荷の可能性は、地域的にもまた季節的にもいちじるしく拡大してきたからである。他方、生産者密度の増加も、トラック集荷の促進条件として指摘されなければならない。もつともこれは、トラック集荷等による集乳競争が一そう生産を刺激し、生産密度の増加をうながすとともに、そのことがまたさらにトラック集荷の発展をうながすというように、相互促進的な関係において進んできたものと考えられる。

また、これらとは別の条件変化として、最近の乳業における集乳所の役割の変化をあげなければならぬ。それはとくに、乳業における脱脂乳加工の発展にもなつて生起したものである。脱脂乳の利用価値増加にもない、牛乳の経済的運搬能性は当然変化をきたしたし、<sup>(8)</sup>全乳の主管工場への集中の必要から、クリーム分離という第一次加工の施設たる集乳所の機能の側面は、現在ほとんど失なわれるにいたつてゐるのである。そこで集乳所は、もはや一定乳量の受入集会所としての純粹な集乳機関たる役割しかもたないことになる。そうなれば従来の集乳所の機能は、動く集乳機関たるトラックをもつておおむね代置できることになり、とくに固定的な集乳施設を要しない。このことは、後にもみるように、集乳組織の主体的な変化にも大きな意味をもつことになるのであるが、それはともかく、こうして従来の集乳所網による集荷組織から、トラック路線網による集乳組織への顕著な転換が、とくに競争地帯をはじめとして北海道の各地によりやくあらわれることになつたのである。

かようなトラック路線集荷組織への変化にともない、いまや集乳所は従前とはべつの新たな機能をはたすものになつてゐる。すなわちそれは、各トラック路線の結節点に位置して、各路線からの集荷牛乳の受入および検査を行ない、それらを合乳してひとまず貯蔵をし、一定乳量の集合をまつてタンカーによる工場への送乳を実施する。そのような中間機関になつてゐるのである。集乳所は、従前の前線的・末端的機能から後方的・中間的機能に變じ、その規模も、従来の小施設からより大規模な施設に變じてゐる。それらの多くは貯乳の冷却設備をもつようになつており、クーラー・ステーションもしくはコールドステーションと呼称されてゐる。

しかし、従来のような末端集乳施設としての小集乳所が、すでに北海道では一掃されようとしてゐるというわけではない。その一掃となると、それはおそらくかなり遠い先のことになるだらう。なぜなら、牛乳生産密度の低い



地域——それらはいよいよ非競争地帯にあるのだが——がまだかなり多くのこっているし、生産地帯の道路が未整備だったり、またとくに多雪地方ではすくなくとも冬季間だけは集乳所を開設しなければならぬといったところが、北海道にはまだかなり沢山あるからである。クリーム分離を行なっているようなところははや非常に少ないとしても、たんなる未端集荷施設としての集乳所は、そこではまだまだ必要なのである。

かように北海道の集乳組織においては、集乳所網システムがなおかなり根づよく残存するが、それにしても、競争地帯を中心にすでにかなり広い地域にわたって、トラック路線網システムが採用されはじめていることは明らかである。第14表の最近における集乳箇所数の変化は、そのことを反映していると思われる。すなわち、昭和二八年から三一年にかけては、生産の発展と競争の激化から集乳箇所数はかなり増加したが、三一年をピークとして、その後は急速に減少しつつある。なかでも渡島・胆振・日高・十勝等の太平洋岸地域で減少がいちじるしいのは、これらの地域が冬季も寡雪でトラック輸送をフルに利用できることと関連があると思われる。そのほか、つぎに述べるような、

第14表 支庁別集乳箇所数の変化

支 庁 別	昭和				31年に対 する34年 の増減
	25年	28	31	34	
石狩	33	35	41	41	0
空知	35	36	41	40	- 1
上川	41	34	66	64	- 2
後志	26	23	25	20	- 5
檜山	22	16	22	19	- 3
渡島	28	26	39	30	- 9
胆振	34	30	26	15	-11
日高	31	32	21	11	-10
十勝	69	75	63	54	- 9
釧路	54	48	31	29	- 2
根室	34	36	41	39	- 2
走谷	69	78	77	74	- 3
宗谷	30	29	36	29	- 7
釧路	25	23	25	17	- 8
全 道 計	531	521	565	482	-83

北海道酪農検査所資料による。工場プラットフォームをふくむ。

各地におけるいわゆる共販組合の共同集乳事業の開始が、集乳所の減少をうながしつつあることも見逃がせないであろう。そして、かような変化のなかで、単位集乳所の大規模化過程が進みつつあることは、第15表に明らかにみとめられる。残念ながら、本表に昭和三十一年以降の変化をしめすことができなかったが、みぎの過程が一そう発展をとげているであろうことは容易に推察できよう。

乳業資本の競争を直接の契機とした以上のような集乳組織のいわば技術的な形態変化は、やがて集乳組織の担当主体それ自体の変換をもひきおこすことになった。生産者団体による共同集乳事業の出現がそれである。資本競争下の集乳施設や集乳路線の重複はその不合理性をはつきり露呈し、単一集荷主体による集乳過程合理化の可能性と必要性が誰の眼にも明らかになってきたが、このような単一集荷主体として加工資本にかわって集乳過程を担当しうるものは、はじめに述べたような牛乳の商品学的特性からしても生産者団体以外にはなかったのである。しかし、かような生産者団体による集乳

第15表 集乳量別集乳箇所数の変化

集乳量別	昭和25年		昭和28年		昭和31年	
	実数	比率 %	実数	比率 %	実数	比率 %
～ 3石	408	77.0	306	58.5	254	60.4
3 ～ 5石	77	14.5	116	22.2		
5 ～ 7石	23	4.4	48	9.2	102	24.2
7 ～ 10石	15	2.8	31	5.9		
10石～	7	1.3	22	4.2	65	15.4
合計	530	100.0	523	100.0	421	100.0

北海道酪農検査所資料による。昭和25年および28年については中間工場と主等工場も受入箇所として入っているが、31年についてはこれらを含まず、いわゆる集乳所だけの数字である。

過程の担当を可能にした条件として、われわれは上述のような集乳組織の技術的形態の変化を見逃がすことができない。それは要するに、従前の集乳組織にわがちがたく結びついていたクリーム分離等の第一次加工機能が、現在ではほとんど完全に集乳組織から分離し、集乳組織はほとんど純粋な集荷機能として単純化したというのである。集乳組織の全過程を通じて、牛乳はそのままの形で工場まで運ばれる。そのことは、生産者がその牛乳を商品として直接工場まで出荷できることを意味する。かくて生産者(団体)は、いまや比較的容易に集乳過程の担当者たりうることになったのである。

このような生産者団体による共同集乳組織は、まず競争地帯において、主として単協規模のものとしてあらわれた。それらの実際については、次項において十勝地方や八雲地域やまぐもにおける実態にそくして述べることにする。ついで、より拡大された規模での共同集乳組織が、いわゆる酪振法にもとづく集約酪農地域を単位として出現した。これは前述の通り、酪振法施行令第三条第三号にもとづく行政指導によるもので、三三年度末現在までの進行状況はつぎのように、集約酪農指定地域の約三分の一強が、すでに何らかの形で共同集乳組織を發足させたことをしめしている。

地域名	事業開始年月	事業主体
胆振東部	三二年九月	地区連
羊蹄山麓	〃年〃月	北連
名寄	三三年五月	〃
西天北	〃年六月	〃

北海道における牛乳流通と共販問題

釧路内陸	三年六月	北連
厚岸	〃年〃月	〃
日高	〃年一二月	地区連
北見	〃年〃月	地区連

かような集約酪農地域における共同集乳組織についても、次項でその実態の若干にふれることにするが、これらはいずれも地区農協連もしくは北連がその事業担当主体となっているところに特色がある。

以上のような共同集乳組織は、単協規模のものにしても地域規模のものにしても、すべて乳業会社から一定の集乳経費を受取ることによって運営されている。そのなかで、共同集荷による集乳過程の合理化が何らかの経費節減部分を生ずる場合には、それはあるいは生産者に配分還元され、あるいは集乳組織の改善整備等に使用されている。そのような直接間接の利益の享受こそが、当面の生産者団体による共同集乳事業の目的であり、動機であるといえよう。現在、かような生産者団体の共同集乳事業が、一般に牛乳共販と呼ばれており、その組織の範囲に応じて単協共販あるいは地域共販等と呼称されている。だが、みぎのような共同集乳事業の運営の実際からみるならば、これを牛乳共販ということはかならずしも正しくないであろう。それは、前述したような牛乳の団体取引形態とかならずしも表裏一体関係にあるものではなく、すくなくともいまのところはたんなる共同集乳、共同出荷の域をでるものではないからである。

しかし、後述するように、このような共同集乳事業に内在する矛盾と、一方前記した形式的な団体取引形態に内在する矛盾とは、団体取引と共同集乳とが完全に統一される形でしか解決されるものではない。その意味では、現

在の共同集乳組織が、在来の形式的な共同販売形態に漸次に実質的な裏付けをあたえるものとなり、やがて本来の・実質的な牛乳共販組織にまで発展する可能性をもつことは否定できないのである。実際的にも、北海道における共同集乳事業はますます広汎に拡大しようとしており、やがては全道的な牛乳共販事業にまで発展しようとする気運にさえある。後述するところの北海道当局の指導する全道共販計画も、このような気運を反映しているものにほかならない。だから、現在の共同集乳組織が、現段階ではまさに共同集乳組織そのものにほかならないとしても、それが遠からず共同販売組織に発展する胚芽体であるという意味で、これを牛乳共販と呼ぶこともあながち不当ではないといえるわけである。そこで本稿でもちいる牛乳共販という用語も、現在の一般的な用例にしたがって、みぎのような胚芽体としての共同集乳組織およびその事業をもふくむものとする。

それはともあれ、以上のような北海道における牛乳流通と共販組織の現状について、よりたちいった観察をこころみるために、実態調査の結果によってつぎにいくつかの事例をみよう。

注(6) かような集乳所や中間工場の意義については、桜井守正編『北海道酪農の経済構造』(農業総合研究所研究叢書第三二二号、昭和二八年一月刊)二〇七―二二二頁参照。

(7) 集乳所石数規模別乳価差等の経済的意義については、前掲書一八三―一九一頁を参照。

(8) 脱脂乳価格を二等乳価格と対比してみると、この価格比率はしだいに上昇しており、とくに昭和三一年以降の上昇が顕著である。雲印乳業等の集乳所石数規模別価格差は脱脂乳価格にもあるが、下表にみるとおり、遠隔の小規模集乳所ほど最近におけるみぎの価格比率の上昇が大きいことは、牛乳の経済的運搬能性の変化をあらわし

2等乳価格と脱脂乳価格との比率の推移

(単位: %)

年次	主管工場	3石以下集乳所
昭和25年11月	21.4	15.6
26年12月	30.5	27.0
27年10月	32.2	24.8
28年10月	34.6	29.5
29年9月	34.4	30.4
30年7月	35.5	31.3
31年5月	45.1	42.8
32年12月	57.7	57.0

ているといえよう。

## (二) 牛乳流通と共販の実態

ここでは、まず集乳競争地帯における牛乳流通の実態といわゆる単協共販の事例を、十勝地方、道南八雲地方、おなじく道南の今金町の場合についてみる(各地域の位置については前掲第一図を参照)。十勝地方の場合は、雪印・クローバー・森永・明治の四大乳業会社が錯綜している競争地帯での事例であり、八雲地方の場合は、雪印・明治のほかにも中小会社が入りこみ、とくに八雲町においては共販をめぐる生産者間の対立紛議を生じたという一例である。今金町の場合は、酪農協が一元集荷を行なってこれを明治乳業工場に販売するほか、みずから加工施設をもって製酪事業をいとなむ特異な一事例をなしている。つきにいわゆる地域共販の事例として、もともと早く発足した胆振東部集約酪農地域の場合と羊蹄山麓集約酪農地域の場合とをみる。前者は雪印・明治および不二家などの諸会社の競争地帯における事例であり、後者は雪印一社の独占地帯、無競争地帯における事例である。これらの諸事例が、現在の北海道における牛乳流通組織の諸タイプのすべてをつくしているとはいえないにしても、その主要なタイプを代表するものであることはまちがいない。

なお本稿では、これらの実態について要約的にしか述べないので、その詳細は前記の実態調査報告書『北海道における牛乳の流通機構』を参照していただきたい。

### 1、十勝地方の場合

十勝地方は、北見地方とならんで、北海道の代表的な畑作酪農地帯である。そこには大樹・清水・浦幌の三つの

集約酪農地域が包含されている。従来、清水地域の三方町村はクロバール業清水工場の集乳地域であり、北見地方に隣接する陸別村がクロバール牛乳北見工場の集乳区域に入っていたほかは、全域が雪印乳業帯広工場の集乳地域であった。これにたいして、昭和二八年に森永乳業十勝工場が前記のように地元の誘致で浦幌町に建設され、また明治乳業の帯広工場も開設されて、同年秋から二九年初頭にかけてそれぞれ集乳を開始した。このため十勝地方ははからずも四大乳業資本の競争地帯となり、これが刺激となって酪農生産のいちじろしい増大をみたのである。その發展の足どりは第16表のとおりで、昭和二七年にくらべて三二年の牛乳生産量は三倍にふえている。

昭和二七年当時の産乳約七二、〇〇〇石は、雪印帯広工場に約五〇、〇〇〇石弱、北海道バター（その後クロバール乳業に社名変更）清水工場に一八、〇〇〇石余、道バター北見工場に約三、〇〇〇石（足寄郡陸別村の分）がそれぞれ集荷処理され、残余が若干のきわめて小規模な市乳業者や製酪業者によって処理されていた。これにたいして、昭和三二年の産乳約二二〇、〇〇〇石弱は、第17表のように森永・明治等をふくめた各社工場に配分集乳されている。

北海道における牛乳流通と共販問題

第16表 十勝地方における酪農生産の發展

年次	牛飼養戸数		牛飼養頭数		牛乳生産量	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
	戸	%	頭	%	石	%
昭和26年			8,150	89.3	68,970	95.6
27	4,930	100.0	9,129	100.0	72,166	100.0
28	5,004	101.5	9,846	107.9	87,191	120.8
29	5,255	106.6	10,908	119.5	120,335	166.7
30	6,213	126.0	13,989	153.2	140,757	195.0
31	7,199	146.0	17,062	186.9	170,000	235.6
32	8,386	170.0	21,609	236.7	219,494	304.2

十勝農協連資料による。牛頭数は牝牛のみ。牛乳生産量は検査数量である。

この間の集乳量の増加にとも

なつて、各社とも設備の増設更

新等をはかつており、雪印帯広

工場は昭和二九年以来二期にわ

たる設備近代化工事を完了し、

昭和三二年には平均日量二四〇

石余を処理して、主に脱脂粉乳

とバターを製造しているが、同

年夏の盛乳期には処理能力をこ

える集乳量があり、足寄町の予

備工場（れん乳製造）の運転によ

つてこれをカバーする状況であつた。

このほか雪印乳業は、第17表の注にあげたような粗製チーズ製造の中間工場

を設置しており、そのうち三カ所は小規模のものであるが、昭和三二年一二月に新設し操業を開始した大樹工場は

日量一五〇石処理の大規模施設であり、大樹集約酪農地域の中心工場に指定されている。清水集酪地域の中心工場

であるクロバー乳業清水工場は、昭和三二年平均日量一〇〇石を処理して各種粉乳とバターを製造、また同社北見

工場管下の中間工場として陸別工場が三二年一〇月から操業をはじめた。明治乳業帯広工場は、昭和三二年に設備

を一新し、その処理能力は日量四〇〇石といわれるが、三二年の平均処理日量は一二〇石で育児用粉乳を製造して

第17表 十勝地方における乳業各社別集乳量 (昭和32年)

会 社 名	集 乳 量	乳量配分
		%
雪 印 乳 業 1)	99,712	45.5
ク ロ バ ー 乳 業	36,530	16.5
" (北見工場分) 2)	7,511	3.5
明 治 乳 業	44,504	20.0
森 永 乳 業	28,059	13.0
北 協 乳 業 3)	3,178	1.5
合 計	219,494	100.0

- 1) 帯広工場のほか、管下中間工場の吉野・本別・更別工場（各日量10石処理、粗製チーズ製造）、大樹工場（日量150石処理、粗製チーズ製造、ただし32年12月から開始）、足寄予備工場における集乳処理分をふくんでいる。
- 2) 陸別町における生産牛乳はクロバー北見工場に送乳されていたが、32年10月から陸別工場（日量20石処理、れん乳製造）で処理されるようになった。
- 3) 北協乳業は、協同乳業の資本を導入し、協乳の北海道進出口となるかと思われたが、経営不振で32年5月操業を停止した。



いる。森永乳業十勝工場は浦幌集酪地域の中心工場で、三二年には平均日量七五石を処理して、れん乳を製造していたが、同工場も遠からず粉乳製造設備に切替え、処理能力を増強する計画であるという。

みぎのような十勝地方における乳業各社が集乳競争を展開した結果は、当然牛乳流通機構にもいちじるしい変化をもたらした。その変化のもっとも直接的な要因をなす各社別乳価の水準とその動向については、前掲第2図について既述したとおりで、各社の競争が生産者の実質的受取乳価水準を全般的に高めたことはいうまでもないが、ことに昭和三一年九月下旬以降の雪印・クロバール社の集乳所石数規模別差等乳価の適用廃止は、遠隔辺地の酪農生産者の受取乳価をとくに大巾に上昇させる結果になったといえる。かような乳価水準の上昇が酪農生産を大いに刺激したことは見易いであろう。

こうした過程で各社別出荷農家数がどのように変化

北海道における牛乳流通と共販問題

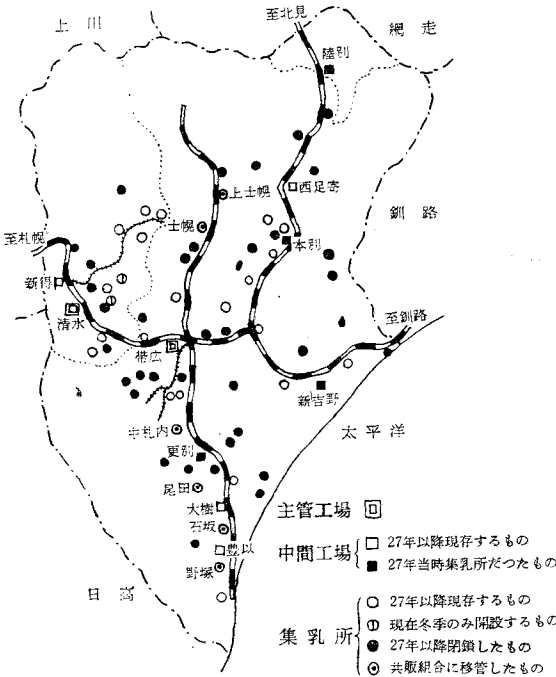
第18表 十勝地方における各乳業会社別牛乳出荷農家数の変化  
(昭和27~32年)

年次	雪乳業	クロバール業	クロバール業 (北見工場内)	森永乳業	明治乳業
	戸	戸	戸	戸	戸
昭和27年	3,002	1,048	214	—	—
28	3,126	1,039	229	130	—
29	2,842	1,095	232	557	698
30	2,920	1,188	252	646	987
31	3,305	1,269	264	852	1,115
32	4,070	1,495	286	1,072	1,461

1. 十勝農協連資料。
2. 森永十勝工場は28年10月から、明治帯広工場は29年1月からそれぞれ集乳開始。
3. 昭和32年については共販実施農協管内分はふくんでいない。

したかを見ると、第18表のように昭和二九年から三〇年にかけての森永・明治両社の進出期には、雪印乳業への出荷農家数は絶対的な減少さえしめたのである。また、かような森永・明治両社の進出過程において、当初かなりの比重をしめた個人別取引が、漸次農協組織を通ずる団体取引形態におきかえられてきた経過については、前掲第12表についてすでにみたとおりである。

みぎのような牛乳流通事情の変化が、とくに集乳組織の変化とむすびついてあらわれたことも、すでにその概要を述べた。森永・明治両社のトラックによる庭先集荷を皮切りにしてあらわれた、集乳所網システムからトラック路線網システムへの集乳組織の変容は、第3図に示した雪印・クロバール両社の集乳所の整理閉鎖状況に端的にみられる。かような集乳所の整理は、上述の石数規模別差等乳価の適用廃止により一そう促進されるだろうし、またいわゆる共販組織による共同集乳事業の発展が、その過程をさらに推進するにちがいない



第3図 十勝地方における集乳所の閉鎖状況 (昭和33年3月末現在)

い。こうしたトラック路線集乳組織の発達によって、十勝地方の冬季の寡雪が有利な条件をなしていることはさきにもふれたが、そのことによるこの地方での自動車運輸事業の発達が、集乳用車輛のチャーターをきわめて容易にしている点も見逃がせない。運輸業者にとっては、集乳という毎日一定時間におこなう定期的業務をもつことは有利であり、そのため牛乳輸送については一般貨物より安い料金でチャーター契約がむすばれているのである。

ところで、みぎのようなトラック集荷組織のもとでの各社の集乳競争は、当然集乳路線の重複を随所で生じている。その一、二を例示すれば、第4図のごとくである。かような重複部分が、社会的にみれば集荷経費の失費部分を形成することはいうまでもない。もしこれを統一した集荷主体が合理的に集乳すれば、当然その失

北海道における牛乳流通と共販問題

A 浦幌町 (昭和32年8月)

B 忠類村 (昭和32年11月)



第4図 十勝地方における集乳路線重複状況の事例

費部分だけは経費を節減できる筈で、さしあたりその節減分を集荷主体が取得することも可能なわけである。こうした集乳過程の合理化により生産者の実質的な受取乳価を高めようとする一元集荷体制への動きは、いちはやく十勝地区農協連等を中心にすすめられたが、これが前記三つの集酪地域にたいする生乳共販組織化の行政指導とあいまって、漸次発展をとげようとする段階にある。しかし、種々の事情からいわゆる地域共販の成立はかなり遅れており、つぎのような五つの単協共販組織が成立運営をみるにとどまっている。まずこの単協共販事例の概略をみても、つぎに地域共販組織の立遅れの事情を若干考察しよう。

(1) 大樹町農協(昭和三十一年五月共販開始)

一元集荷一元出荷、雪印大樹工場に全量搬入、工場プラットホーム渡し、三二年平均日量三五石。

集荷費として一升当り五円を会社から受取って運営。

集乳所二カ所を経営(施設は雪印乳業から無償貸与)。トラック大型二台、小型三台、タンカー(雪印所有)一台をいづれ

もチャーターして集乳実施。

生産者への還付金一升当り一円。ほかに工場への直接搬入者には持込料として一升当り一円を支給。

(2) 士幌村農協(三十一年一月共販開始)

一元集荷二元出荷、雪印・明治両社の高いほうの乳価に準ずる価格で農協が買取り、これを雪印・明治両社の帯広工場に半量ずつ出荷、三三年平均日量三六石を集乳。

集荷費一升当り五円を両社から受取って運営。三二年度の集荷費の契約にあたって明治乳業は五円の支出を肯んじなかったが、組合側が出荷拒否を通告したため当日のうちに明治側が折れて、組合の主張通りに決定した。

集乳所一カ所(三二年に組合が五五〇万円を投じて新設したコールドステーション)。トラック大型一台と小型四台で集乳、

このうち大型一、小型一が組合所有の車輛で、他はチャーターしている。

前記のような買取り方式をとっているので、剰余金はそれほど出ないし、あっても組合の事業収益に入るわけである。しかし事業の特殊性から、とくに集乳所委員会なる諮問機関にはかつて剰余金の使途を決定することにしてはいる。なお、このほかに受入脂肪率と販売脂肪率との差<sup>(10)</sup>にもとづく若干の剰余金が生じており、これも別途積立金となっている。

(3) 中札内村農協(三二年五月共販開始)

一元集荷二元出荷。雪印・明治両社の高いほうの価格で買取り、三二年平均日量一二石を集乳、そのうち毎日二石だけを明治帯広工場へ出荷、残りの全量を雪印大樹工場へ出荷している。

集荷費一升当り五円を両社から受取って運営しているが、ここでも当初明治乳業と集荷費の折合いがつかず約一カ月間出荷を拒否、明治側が折れたのでその後一日二石の出荷を契約した(共販前には明治は同村内で一日四石程度を集荷していた)。

集乳所一カ所を組合で新設(冷却設備は三三年度に予定されていたので施設された筈)。トラック大型一台、小型一台とも農協自家用車で集乳実施。

高乳価買取り制なので、現在程度の集乳量では剰余を生じない。

(4) 上土幌町農協(三二年九月共販開始)

一元集荷二元出荷。三二年平均日量一四石を集乳、雪印および明治の帯広工場へ半量ずつ出荷。

集荷費一升当り五円を両社から受取って運営。

集乳所一カ所(雪印より借用)を経営、車輛については不詳。

(5) 広尾町野塚農協(三二年九月共販開始)

一元集荷二元出荷。三二年平均日量一三石を集乳、その約四五%を雪印大樹工場へ、五五%を明治帯広工場へ出荷。ここは条件付販売委託なので、各生産者の希望によりそれぞれ雪印および明治へ出荷し、代金も出荷先別で支払われる。

北海道における牛乳流通と共販問題

集荷費は両社から一升当り四円を受取つて運営。

雪印の貸与による集乳所一カ所を経営、トラック大型一台と三輪一台をチャーターして集乳。

みぎのように、十勝地方の単協共販組織が、いずれも雪印・明治両社のはげしい競争地域帯に成立していることは特徴的である。これらの共販組織が、両社の競争関係をそれぞれに運用することによって独自の運営をはかっていることは、士幌や中札内農協の場合が端的にしめしている。また大樹町の場合、ここは前から雪印一社の集乳地域で、集荷施設の重複等もなかったのに、かような共販組織が成立して、還付金一升当り一円という実質的な乳代手取額の引上げが実現されていることは、二社の競争関係のもとで、雪印が大樹町の牛乳生産者を自社の側に確保しておくために特別な出費をし、実質的により高い乳価での買入れをおこなっていることをものがたるのである。

しかし、かような状況が今後とも永続できるとはかぎらない。後述するように、乳製品市況の変動にもなつて各社の競争関係にも変化を生ずるし、そのさい集乳合理化によりコストダウンした線まで、各社が共販組合に支出する集荷経費を切下げてくることは当然予想されることだからである。そうなつた場合、これに対抗するには現在の単協規模の組織ではどうしても弱い。より大規模な地域共販もしくはそれ以上の組織が、必然的に要請されるのである。すでに単協共販の当時は、その経験から組織規模拡大の必要性を指摘している。だが実際には、十勝地方ではいまのところいわゆる地域共販の成立さえ立遅れているのである。その理由は何であらうか。

それはいうまでもなく、個々の酪農生産者あるいは生産者団体の間の利害得失がかならずしも一致するものではなく、その間に多少とも矛盾対立があるからにほかならないが、そうした内部矛盾が、原料生産者と乳業資本との基本的な矛盾対立よりもより大きく意識され、生産者の大同団結をさまたげているのである。その意味でこれは、

主として牛乳生産販売者側の主体的条件の問題だといえよう。この問題について、これまで牛乳共販組織化の主体的な阻害条件として、指摘されてきたところは、つぎのような諸点である。

まず第一は、農協の共販組織一般にたいする不信感であり、これは雑穀・澱粉等の共販にもあてはまる。もし共販がうまくいかなかった場合、まきぞえを食うのは嫌だ、自分の責任で販売するほうが安心だ、といった考え方である。それに一部ではあるが、農協への負債が毎月の現金収入となる乳代から天引償還されることを嫌って、農協を通じての出荷を避ける傾向もないではない。第二は、農協の酪農関係指導事業が比較的到手薄なことにたいする不満の念である。従来、乳業各社は、集乳確保の手段としていわゆる補導・サービス業務にかなり力を入れてきた<sup>(11)</sup>だけに、共販化によってかような会社の補導がぬけることに不満と不安を感じる農家が多い。第三は、ある程度雑な対人関係ともからみあって、酪農生産者の大同団結をさまたげる一要因となっていることは見逃がせない。

しかし、かような主体的諸条件も、乳業各社の競争のもとでの酪農生産の発展とともに、たえず変化し発展しつつあることはいうまでもない。まず第一点についてみれば、上述の単協共販の成立自体が、その克服過程をあらわしている。そして、これら単協共販の一応の成功は、牛乳共販にたいする一般的な不安感、不信感をのぞくうえでかなり大きな効果をおよぼした。しかし他方、単協共販の成立とともに、これら実施地区ごとの利害の差異もあきらかにになり、それらの利害をプールしてしまふ形の地域共販組織の結成にたいして、とくに有利な地区からの不満ないし反対があらわれたのは当然であった。すなわちこの場合、主体的矛盾はより高次のものとなったわけであるが、この矛盾がいわゆる地域共販の成立を遅らせる有力な一因をなしてきたことは否定できない。

つぎに第二点についてみれば、農業生産における酪農部門の比重増加にもなつて、多くの農協において酪農関係生産指導事業は増強されつつあり、他方で農業改良普及員、農業共済組合、家畜衛生保健所等の諸制度もしいに整備されてきたため、生産指導面での不満は漸次減少してきているといつてよい。ついで第三点であるが、従来とも各乳業会社の集乳地盤の拡大ないしは維持の努力が、多くはかような人間関係に依拠しておこなわれてきたことは周知である。ことに乳業資本間の競争関係の激化が、それぞれにこの面での働きかけを一そう強化したであろうことは見易い。そしていままた、共販組織化の拡大による酪農生産者の主体性の發展を抑制するためにも、乳業資本がさらにこの面からの働きかけを強めることはおそらく当然だと思われる。さきにみた野塚農協の場合における条件付販売委託形式はその点を反映しているし、また清水集酪地域における地域共販立遅れの主要因をなしたのも、とくにその中心地の清水町における従前からの政治的・経済的諸対立を背景にした、クローバー乳業側と明治側との牛乳生産者内部の不統一にほかならなかつたのである。

以上要するに、乳業資本競争下における酪農生産の發展とともに、酪農生産者の主体的矛盾も、概していえば従前の個別生産者間のそれから団体組織間のそれへと漸次に高次化しつつある。とはいえ、なお小異をすてて大同につきえぬ酪農民の主体的な弱さはかなり根深くのこつており、乳業資本の競争関係が一面ではより強くこの点に働きかけてもいるので、牛乳共販組織化の發展はかならずしも容易ではない。一般に、長期的にみれば一致する利害も、短期的にはかならずしも一致するわけではない。農民の行動は、ともすれば短期的な利害にもとづくことが多いが、ことに主業化していない牛乳生産者の場合は、利害の判断がとくに短期的な視野のうちにありと思われる。すると、十勝地方のようにならぬ混同経営的酪農生産者が多数をしめる場合には、その主体的結合の發展には一



その困難がともなうともいえるのである。しかし、すでにみたとおり、十勝地方におけるはげしい乳業資本の競争下に成立した単協共販の運営経験をつうじて、現在の低次な組織段階からより高次の組織段階に前進しようとする志向もかなり浸透しつつあり、今後の発展は充分期待できると思われる。

## 2、八雲地方の場合

道南の八雲地方は、酪農先進地として知られる八雲町を中心に、隣接の長万部<sup>せしやまべ</sup>・森岡町をふくめた地域が八雲集約酪農地域に指定されている。この地域の酪農生産の概況は第19表のとおりで、八雲町の生産が圧倒的な比重をしめるが、他の両町もかなりのテンポで乳牛頭数を増加しているの、今後その比重を逐次高めていくと思われる。この地域の生産牛乳は、中心工場の雪印乳業八雲工場をはじめとして、隣接する今

第19表 八雲集酪地域酪農概況(昭和32年末)

町名	酪農戸数	乳牛頭数	1戸当り頭数	前年末にたいする増加	
				頭数	増加率%
八雲町	868	4,265	4.9	351	8.2
長万部町	381	985	2.6	209	21.2
森岡町	306	660	2.2	140	21.2
計	1,555	5,910	2.6	700	11.8

町名	搾乳牛頭数	牛乳生産量	1頭当り産乳量	サイロ数	酪農家10戸当りサイロ数
八雲町	2,093	38,443	18.4	773	8.9
長万部町	472	8,263	17.5	171	4.5
森岡町	316	5,579	17.7	169	5.5
計	2,881	52,295	18.2	1,113	7.2

八雲集酪事務所資料による。

金町にある明治乳業今金工場、長万部町の日清煉乳、函館市の北海道乳業などの大小メーカーがいくついで集乳しているが、昭和三二年の産乳五二、二八五石の各社別配分は第20表にみるとおりである。つぎにこれら各社工場の集乳状況について、その概略をみよう(第5図参照)。

(1) 雪印乳業八雲工場

雪印八雲工場は、酪連時代からの古い歴史をもつ同社の基幹的な工場の一つであるが、現在バターと脱脂粉乳を製造しており、その粉乳製造設備は、昭和二九年に新設されたものである。最高処理能力は日量二三〇石といわれるが、昭和三二年の平均処理日量は一三〇石余で、年間総処理約四九、〇〇〇石となっている。この総乳量は、第20表に示した八雲町および長万部町での集乳量三八、三三四石のほかに、長万部町の隣村で後志支庁管内の三和村にある黒松内(中間)工場の集乳分約七、三〇〇石、同社函館工場管下の森(中間)工場の集乳量のうちからの二、五〇〇石、さらに盛花期における倶知安(中間)工場や北檜山工場の余乳の受入量若干量をふくんでいる。八雲工場管下の中間工場は、みぎの黒松内・倶知安のほか狩太工場があるが、これらはいずれも羊蹄山麓集約酪農地域内に属するので、あとでまたふれることになる。

同工場八雲町内での集乳は八雲・落部の両農協に全面的に委託されてお

第20表 八雲地域における各社別集乳状況(昭和32年)

(単位:石)

町名	雪印乳業		明治乳業	日清煉乳	北海道
	八雲工場	函館工場	今金工場	長万部工場	乳業
八雲町	33,090.0	—	5,353.0	—	—
長万部町	5,244.0	—	—	3,019.3	—
森町	—	4,779.6	—	—	799.4
計	38,334.0	4,779.6	5,353.0	3,019.3	799.4

資料前表に同じ。

り、その集乳量の大部分は八雲工場へ直接搬入され、一部分が野田追集乳所（クラーラステーション）に搬入される。両農協の共同集乳事業については後述する。長万部町での集乳は、四カ所の集乳所での受入れによるが、日清煉乳との競争地域では一部分トラックによる庭先集荷を行なっている。黒松内工場・森工場（いずれもクラーラステーション）等からの送乳にはタンカーが用いられている。

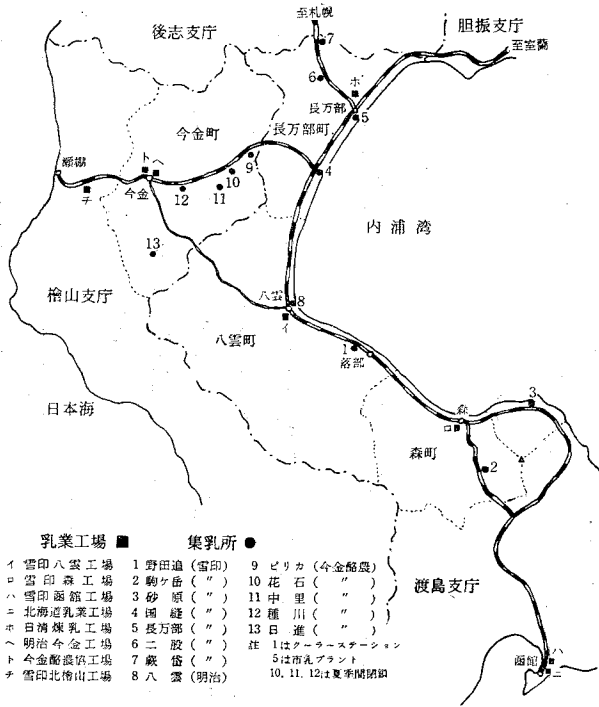
(2) 雪印乳業函館工場

同工場は森町以南函館市にいたる地域を集乳圏とし、主として函館市にたする市乳供給をおこなうとともに、アイスクリームおよびバターをも製造

している。森中間工場には駒ガ岳集乳所および隣村砂原村集乳所の集乳分もあわせて五、八〇〇石余（昭和三二年々間）があまり、このうち三、三〇〇石余が函館工場へ、二、五〇〇石が八雲工場へ送乳されている。

(3) 明治乳業今金工場

北海道における牛乳流通と共販問題



第5図 八雲・今金地方乳業施設要図

この工場は、興農公社の後身である北海道酪農協同株式会社（略称北酪社）が集中排除法により四分割された際（昭和二五年五月）明治乳業に帰属した工場である。八雲町や長万部町に隣接した今金町にある同工場は、当初は今金町内の産乳のみで操業していたが、後述する今金酪農協との取引事情もからんで、集乳基盤の拡大の必要にせまられ、昭和二八年末ごろから八雲町で集乳にのりだしたのである。ところが、八雲町には興農公社以前に明治のれん乳工場があり、旧地盤で生産者とのつながりも残っていたため、やがてかなりの出荷農家を獲得して、昭和三二年には五、三〇〇石余りを集乳するにいたっている。これを今金酪農協からの買受分にあわせて昭和三二年の年間処理乳量は合計約二一、五〇〇石となっており、主として育児用調整粉乳とバターを製造している。設備の能力は一時間当り処理乳量にして粉乳の場合一五石、バターの場合二二石というから、三二年の平均日量六〇石未満の処理量ではまだかなり余裕があるといえよう。

明治乳業の八雲町での集荷は、八雲集乳所を中心とする六地区のトラック庭先集荷である。これらの集荷地区は概して海岸線に近い交通の便の比較的良好いところにあるので、集荷経費は比較的安くて済むと思われる。八雲集乳所への直接持込者には運搬費補助一升当り二円が支払われる。冬季には全面的な庭先集荷はできず、トラック運行道路までの搬出は農家がおこなうが、これも比較的短距離で済むので格別の補償はないようである。八雲集乳所から今金工場までの送乳は、夏期は大型トラックで（輸送距離四二軒）、積雪期は鉄道を利用しておこなわれる。

八雲町における明治乳業への出荷農家は、全酪農家戸数の約一〇％であるが、かれらと雪印側生産者との対立内紛については後述する。

#### (4) 日清煉乳長万部工場

同社は静岡県三島に本社を有する小乳業メーカーで、主として製菓原料用の大罐れん乳を製造している。長万部工場では周辺農家および開拓地から年間約三、〇〇〇石（昭和三二年）を集荷しており、これに隣村三和村および今金町の一部少数農家からの集荷分四三〇石たらずをくわえた合計三、四〇〇石余の処理加工をおこなっている。日量一〇石たらずの集荷であり、

今後もさほど發展する見込みはないようであるから、この地方の集乳關係にあまり大きな影響をあたえるとは思われない。

(5) 北海道乳業会社

前節でふれたとおり函館市所在の小乳業会社で、加工の中心は市乳・アイスクリームにあり、主に鉄道弘済会をつうじて販売しているほか、余乳を原料ものに加工販売している。昭和三年の総集乳量は約一一、〇〇〇石であるが、そのうち森町における集乳量は約八〇〇石で、冬季をのぞきトラックによる陸先集荷をおこなって、そのまま函館まで運んでしまう。

さてつぎに、みぎのような各社の集乳關係のなかでの牛乳共販の動向をみよう。いうまでもなく、八雲地方の集約酪農地域指定にともない、一元集荷体制確立へのうごきは当然生起したのであった。ところが、この問題をめぐって、中心地八雲町の明治側生産者と雪印側生産者との対立關係がはしくも表面化し、紛争にまで發展したため、この地域の共販組織化はいちじるしく立遅れたのである。

すなわち、八雲町では地域共販への足がかりとして、まず町内産乳の八雲町農協による一元集荷体制を計画したわけであるが、明治乳業への出荷者が八雲町酪農協同組合なる申合せ組織に依拠してこれに反対したため紛糾が生じたのである。明治側生産者もむろん農協には加入しているのであるが、対立が深まるにおよんで、多数派の雪印側生産者が前者を農協から除名して一切の農協施設利用から排除せよとまで硬化するにいたり、前者はこれを人権侵害であるとして法務局に訴えでるといふ騒ぎさえあらわれた。この紛争にたいして渡島支庁長等が再三の調停をこころみた結果、けつきよく明治側生産者の従来<sup>(13)</sup>の取引形態をみとめる形で協定に達し、昭和三十一年一月末にようやく一応の妥結をみたのである。そして、とりあえずは雪印出荷者だけの八雲町農協による共同集乳事業を遂足させることになったのである。

こうして、八雲町農協の集乳事業は雪印乳業からの委託という形で、同年四月一日から開始された。現在、農協の施設利用事業の一環として、大型トラック二台、小型トラック一台、三輪トラック一台による路線集荷を実施しているが、盛乳期にはさらに二ないし三台のチャーター車輛による集荷がおこなわれる。集乳路線は一二本の多きにのぼり、そのうち一〇本が八雲工場への、二本が野田追集乳所への搬入路線である。このように路線数の多いのは、海岸から山地へ向けてきりこんだ幾本もの沢ぞいに酪農家が分布しているためで、最長の一路線は片道三二軒におよび、往復に五〜六時間を要する。かような地形条件は、この地域での集乳事業合理化上ひとつの問題点となる。

みぎのような集乳事業の経費は、会社から支払われる一升当り五円の運搬費補助金でまかなわれるが、農協はこのうち五〇銭を共通管理費として事務的諸経費にあてるほかは、輸送実費をさしひいた残額をそれぞれ距離別差等をもうけて生産者に還元している。すなわち、特四円五〇銭（八雲工場へ直接持込者五名のみ）、①三円四〇銭、②二円九〇銭、③二円四〇銭、④一円九〇銭、⑤還元なし。これは四月初めから二月中旬までのトラック集荷分についての還元金であって、冬季はほとんどの路線がトラック運行不能のため、馬糞による共同搬出もしくは専用請負搬出によって出荷される。これにたいしては当然運搬費が支払われる。なお牛乳の専用請負馬糞は、普通一升当り三円程度で請負われているという。

八雲町農協について、落部農協も雪印の委託をうけ三一年五月二日から集乳事業を開始し、野田追集乳所までの二路線を運営している。落部農協の場合は、会社から一定額の経費の総ワクをうけとって集乳事業を請負う形式をとっているようであるが、これらについては直接聴取できなかったため、事業運営の内容はつまびらかでない。

みぎが八雲町における農協集乳事業の概況であるが、雪印乳業がここで集乳事業を農協に委託したことの理由は、前述した十勝地方における大樹町の場合などと同様に、明治乳業との競争関係のもとで、それが集乳基盤の防衛上得策だったからにほかならないであろう。すなわち、運搬費補助から生みだされる還元金のごときは、むろん乳価の実質的引上げの一形式にほかならず、かような乳価の実質的引上げと、それを保障する共同集荷体制をつくることとを、明治側の相対的な高乳価攻勢にたいして、雪印乳業がみずからの集乳基盤を維持強化する一方策だったといえるのである。

およそ以上のようないきさつから、この地域での地域共販の組織化は遅れざるをえなかったわけであるが、最近ようやく北連を事業主体とする地域共販組織案が成り、地域内生産者の原則的な了解がえられるまでになった。しかし、八雲町における明治側生産者と雪印側生産者との利害の対立は容易にはとけず、最近までの話し合いにおいてもつぎのような提示条件が申合せ事項となつていたので、当面すつきりした形での共販体制の発足はのぞめない。

#### 生乳共販組合に提示する条件

生乳共販事業の実施に当って直ちに理想的な体制をもつて発足出来得ない現状より、共販組合には左の諸点を充分考慮願うことと致したい。

- (1) なおこの形態は地域内酪農民及び関係機関の理解と協力を得て速やかに理想的な体制を確立する様努力するものとする。
- (2) 乳業会社毎の乳価はプールしないこと
- (3) 共販となることよつて現在の手取乳価を上廻ること
- (4) 現在の集荷路線を崩さないで合理化すること
- (5) 現在の乳業会社と生産者との関係を認めること

北海道における牛乳流通と共販問題

- (5) 諸経費は生産者の負担としないこと  
 (6) 運営については酪農民をもって構成する運営委員会の合議を経ること

このような条件にそうものとすれば、さきに十勝地方の野塚農協の場合についてみたような、生産者個人による出荷先会社の選択をみとめた形の条件付販売委託形式から出発するはかないであろう。

### 3、今金町の場合

八雲町および長万部町に隣接する今金町では、農家約一、〇〇〇戸のうち七三〇戸が乳牛を飼養しており、乳牛総頭数は二、〇〇〇頭で昭和三二年々間約二〇、〇〇〇石の牛乳を生産している。この産乳は、長万部町境の数戸の日清煉乳出荷者のごく少量分をのぞいて、ほぼ全量が今金町酪農農業協同組合によって一元的に集荷されている。三二年の今金酪農協による集乳総量は一九、八四四石であるが、酪農協はこのうち還元脱脂乳必要量である約二〇%四、〇〇〇石を、みずからの施設で分離のうえバター加工をおこない、残余の一五、八〇〇石を明治乳業今金工場に販売している。

すなわち今金酪農協は、町内における産乳の一元集荷をおこない、これを乳業会社に販売するというばかりでなく、みずから製酪施設をもって一定量（還元脱脂乳必要量）の処理加工を実施し、その製品販売をもおこなうという往年の「酪連」的形態をとっているのである。現在の北海道では、かような形態をとっている組合組織はきわめて少なく、その意味で今金酪農協は特異な存在だといえよう。

今金酪農協は、昭和二四年四月に当時の農協の酪農関係事業にあきたりぬ酪農家があつまって設立したもので、農協から移管をうけた人工授精所の経営を中心に各種の酪農関係事業をいとなんでいた。その翌年北酪社の分割に



より今金工場が明治乳業所屬になると、乳代支払経路等の問題で紛議を生じたりしたこともあって、酪農協による一元集荷をおこなうことになり、まず同年八月から集乳事業のうちトラック運搬のみの請負いを実施、ついで翌二六年七月から全面的な一元集荷組織による工場渡し取引の共販体制に入った。かような今金酪農協の事業のあと押しをしていたのが当時の酪農連<sup>(14)</sup>であるが、酪農連はさらに牛乳共販のみでなく製酪工場の直営による往年の酪連方式をとるべきことをすすめ、これがたまたま酪農恐慌の時期にぶつかったため組合員の賛成を得て、二七年五月から製酪工場の建設に着手したものである。当初この製酪工場の経営主体は酪農連で、今金酪農協は直接の事業運営にあたるものとされていたが、いざ着工してみると肝心の酪農連には資金がなく、いまさら中止もできぬ酪農協は、自己資金のほかに苦心惨憺の資金繰りをつけてようやく工場を完成し、同年一〇月からのバター製造開始にまでこぎつけたのである。

こうして製造されたバターは酪農連をつうじてサイロ印で売出されたが、資金難の酪農連による代金遅払いがおり、同年末はやくも三〇〇万円の未収金をかかえてしまった酪農協は、生産者への乳代支払いにもことかく有様で、高利貸商社にまで借金をしてようやく年を越す状況であった。年があけてから農林中金による融資がきまったのと、市況が好転して製品需要がふえ、森永乳業による大量買上げがおこなわれたりしたためどうか苦境を脱することができ、やがて酪農連は解散したが、ひきつづいた好況のもとで、今金酪農協の製酪事業は独自に自立することができたのである。このとき森永に販路をもとめたのは、明治とは地元で対抗関係にあったことと、雪印には酪農連が対立していたため販売できなかったことによるといわれる。しかし、その後は製品バターの大口販路も、森永から一時明治にうつり、やがて雪印にかわって今日にいたっている。<sup>(15)</sup>

今酪農協の事業は酪農関係事業の全般にわたっているが、ここでは集乳と製酪の部門についてだけみることにする。

まず集乳事業をみると、トラック運行可能期間中（五月初めから二月末まで）は七系統の路線集荷を主体にしている。車輛はいずれもチャーターである。このうち長距離の二路線の末端にあるピリカ・日進では夏期も集乳所を開設しており、それよりさらに奥にいる生産者からの搬入を受入れている（前掲第5図参照）。冬季の積雪期間はこのほかに三カ所の集乳所を開設し、生産者はもよりの集乳所あるいは本工場まで搬入することになる。集乳所から酪農協工場までの輸送は、鉄道沿線のピリカ・花石からは鉄道輸送、中里・日進の二カ所からは請負馬搬、工場にもっとも近い種川集乳所からは生産者の共同馬搬がそれぞれこなわれている。最後の場合をのぞき、前の四カ所からは隔日輸送になる。酪農協工場では全部の受入れ検査をおこなない、ここで二等乳をはじめ還元脱脂乳必要量だけの乳量をとって、残余を明治今金工場に搬入するのである。

かような集乳事業の経費として、明治乳業工場渡し乳価のなかには一升当り四円六四銭の集乳費が見込まれている。実際の集乳コストは年により変動があるが、昭和三二年の場合は四円二〇銭程度ですんだということである。この差額は一元集荷の成果として生産者受取乳価を実質的に高めることになる。すなわち、みぎの集乳費を差引いた明治の乳価は、基本価格四〇円（一等乳、乳脂率三・三％、一升当り）に奨励金等をくわえて昭和三二年の平均がほぼ四五円程度であったが、酪農協から生産者への実際支払価格は、一、二等乳こみの全量平均で一升当り四八円七〇銭となっている。この間の差額の大半は乳脂率が基準より高いことよってしているが、その一部はいうまでもなく集乳事業の利益部分である。このほかに冬季の工場直接搬入者には一升当り九六銭が加算されている。

つぎに製酪事業であるが上記のとおりここでは還元脱脂乳必要量（三二年平均日量一石弱、最高一六石、最低七石）だけの分離をおこない、脱脂乳の生産者還元とクリームバター加工をおこなっている。脱脂乳還元価格は三二年平均一升当り一四円四〇銭で、二等乳価格の約三八〜三九%にあたり、ここで製酪を開始した当時の二八年前半にはこの価格比が二八%程度だったのにくらべてかなり上昇している。ことに上昇したのは三一年からで、脱脂乳加工製品の需要増加からやむをえぬ勢いであろう。それでも雪印乳業等の一升当り一七〜一八円にくらべれば相対的には安い、しかしこれはそれだけ製酪部門の収益減を意味するわけで、当然バターのコスト高にはねかえることになる。最近やむをえず飼料用輸入脱脂粉乳の混入増量をはじめたということで、またカーフミール等の使用も試験的におこなわれている。まえにも述べたとおり、脂脱乳加工の進歩から脱脂乳の価値増大をもたらしたことが、戦後酪農業の一特色で、戦前の酪連時代とは異なった重要な条件変化である。それは当然に相対的なバター価値低下をもたらすもので、このことは往時の酪連的な協同組合小製酪事業の成立と運営を困難にするものだとはいってよいであろう。

事実、今金酪農協もバターのコスト高に悩んでおり、三二年の平均販売価格製品一ポンド当り二五六円はコストぎりぎりの価格だといわれる。現在、製品バターの九〇%は、木箱へのバラ詰め、雪印乳業の各地工場に送られており、これは雪印の工場でねりあわされて雪印バターとして販売されることになる。残余の一〇%程度が、電通共済会とか東京銀座千足屋などにそれぞれのネーム入りのカートン包装にして送品されているが、これらの小口販売は手数がかかり、それだけ販売コストも高くつくところから、結局は主として大口需要に依存せざるをえないのである。かように、現在の今金酪農協の製酪事業は、ほとんど雪印乳業の下請工場化しているといっても過言ではな

い。おそらく現在の組合小製酪は、生産面でも販売面でも大企業に対抗することは不可能で、必然的にその下請化、系列化に服さざるをえないであろう。今金酪農協の事例は、そのことを端的に物語っている。

しかしながら、今金酪農協の場合はその系列化は完全ではなく、相対的な自立性をなお保持しているし、今後ともこれを持続するとみられる。その点に今金酪農協の場合の独自性があり、それは主として今金町の特殊な立地条件によるものと考えられる。すなわち今金町は、北酪社分割のさい北海道で唯一の明治乳業の集乳地区となつたところであるが、周囲を雪印地域で包囲されており、しかも地形的にも山地にとりまかれた閉鎖的な盆地なので、その外部へ集乳にのりだすことは容易ではなく、明治乳業今金工場はどうしても町内での産乳につよく依存せざるをえない状況にある。だからここでは、牛乳共販組織はかなりつよい原料供給独占力を發揮できるわけで、それが今金町において生乳共販を早期に発足させ、さらに発展させることができた理由だと考えられる。そしてそれは同時に、今金町のような共販体制を補強する意味をもつ組合小製酪事業の成立と維持の条件でもあつたとみられるのである。今金酪農協はみぎのような体制に依拠して、昭和二八年秋の乳価交渉が不調になつたさい、販売乳の全量を生産地である雪印乳業北檜山工場にもちこみ、明治乳業に打撃をあたえた経験をもっている。前述したように、明治乳業がその後八雲町に集乳地盤をもとめて進出し、これを確保しようとしているのも、じつはかような今金酪農協の供給独占力にたいして対応力をつよめようとする努力にほかならないと思われる。今金酪農協は、このような有利な立地条件のうえに、乳業各社の競争関係をたくみに運用しながら事業を發展させてきたのである。現在のあ一方が、めすように、生乳は明治に、製品バターは雪印にという両者をバランスにかけた歩み方が、ここでは可能だったのである。だから、生乳を明治だけに販売しながらも全くこれに従属してしまふこともなく、また製酪部門

を雪印の下請工場化していながらも全体として雪印に従属してしまふこともない。このような今金酪農協の独自の立場は、これをめぐる両乳業資本の力のバランスがよほど崩れないかぎり、今後とも維持される見透しがあるのである。

したがって、以上のような今金酪農協における生乳共販と組合製酪との結合方式は、今金町の特殊な立地条件のうえにはじめて成立しえたものと考えるべきであり、現在かような方式がより広く他地域にも普及しうる条件は、一般的には存在しないといわなければならない。

#### 4、胆振東部集約酪農地域の場合

胆振東部集約酪農地域は、胆振支庁東半の七市町村と空知支庁管内の由仁町を包含している(第6図参照)。昭和三二年の地域の酪農生産概況をしめせば第21表のとおりである。同表にみるとあり、各市町村別の生産水準にはかなりの開きがあり、酪農部落として全国的にも有名な遠浅部落を中心とした早來町をはじめ、苫小牧市・由

北海道における牛乳流通と共販問題

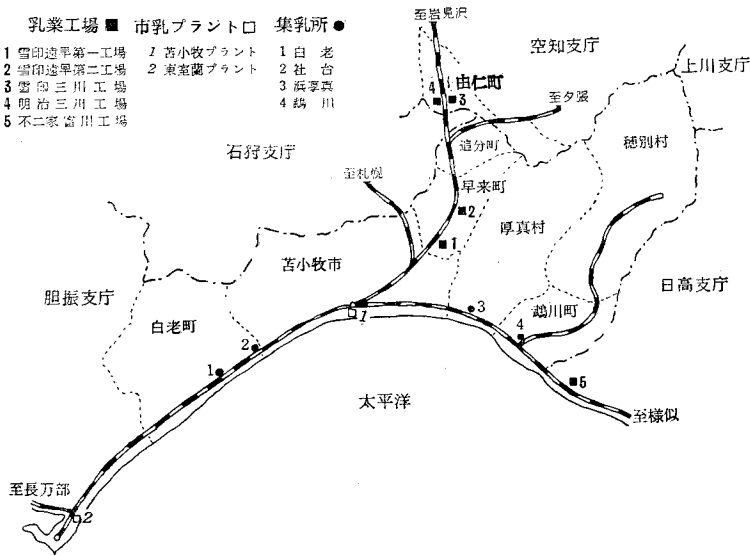
第 21 表 胆振東部集約酪農地域酪農概況 (昭和32年末)

町 村 別	酪農家 戸 数	乳 牛 頭 数	1戸当り 頭 数	搾乳牛 頭 数	牛 乳 生 産 量	1頭当り 産 乳 量
	戸	頭	頭	頭	石	石
白老町	202	588	2.9	320	5,007	15.6
苫小牧市	350	1,001	2.9	480	10,563	22.0
早來町	305	1,179	3.9	520	21,874	* 42.1
追分町	132	280	2.1	129	1,633	12.7
由仁町	245	680	2.8	297	11,157	* 37.6
厚真村	238	559	2.3	200	4,987	25.0
川別村	123	274	2.2	124	2,204	17.8
穂別村	84	160	1.9	110	862	7.8
計	1,679	4,721	2.8	2,180	58,287	26.7

1. 胆振東部集約酪農事務所資料による。
2. \* これらの数字は少し高過ぎるので疑問がある。牛乳生産量か搾乳牛頭数の数字に問題があるのであろう。

仁町等の先進的地区と、室蘭市に隣接する白老町や日高支庁寄りの鶴川町・穂別村、空知支庁に接する追分町等の後進的地区とが、かなり截然とみいだされる。これは概していえば、火山灰地帯の酪農専管地区と、それ以外の水田あるいは畑作との混同酪農地区との差であるが、地域内部にかような生産水準の隔差をふくんでいることはひとつの問題であろう。

昭和三二年の地域内の産乳五八、三〇〇石のうち自家消費量約四、八〇〇石をのぞいた五三、五〇〇石が販売されているが、その販売先は、まず中心工場の雪印乳業遠早工場（早来町）をはじめ、明治乳業三川工場（由仁町）、不二家乳業富川工場（日高支庁門別町）などで、このほか白老町の産乳の大部分が雪印乳業室蘭市乳プラントに搬出されている。乳量の各社別配分は第22表にみるとおりである。つぎに各社工場別にその概況をみよう。



第6図 胆振東部集酪酪農地域乳業施設要図

(1) 雪印乳業遠早工場

この集酪地域の中心工場で、上記遠浅部落にある第一工場と字早来にある第二工場の両者からなり、管下中間工場として三川工場と苫小牧市乳プラントがある。第一工場は戦前からのチーズ専門工場で、醗酵工程のほかにプロセスチーズ仕上げ工程をそなえ、全道の粗製チーズ工場から半製品をあつめてプロセスチーズに仕上げている。三二年の処理乳量約一八、七〇〇石、平均日量五一石で、現在の処理能力六〇石に近い。第二工場はバターと無糖れん乳を製造し、三二年の処理総量一四、七〇〇石、平均日量四〇石で、これも処理能力五〇石の線に近づいている。そこで第

二工場の能力を倍増するとともに、チーズ製造設備に切替える計画がすすめられており、それにもなつて第一工場は完成品仕上げを主にする意向のようである。

三川中間工場は能力二〇石程度の粗製チーズ工場で、由仁町内の五、〇〇〇石に隣接地区からの集乳二、五〇〇石をくわえて三二年々間処理総量約七、五〇〇石、平均日量二〇石になっている。当初の集酪地域計画では、この中間工場はクローラステーションに切替えることになつていたようであるが、産乳量の増大が当初計画を上まわつてすすみ、みぎのように各工場ともフルに近い集乳処理をしていることから切替えができず、明治乳業三川工場あたりはこれを大いに不満としているといわれる。苫小牧市乳プラントは平均日量八石、年間三、〇〇〇石を処理販売したとみられる。このほか、雪印伊達工場管下の東室蘭市乳プラントが、白老町の産乳三、七七〇石を集荷し、その他の地区からの集乳分をあわせて処理している。

(2) 明治乳業三川工場

北海道における牛乳流通と共販問題

第22表 胆振東部地域における各社別集乳実績（昭和32年）

会社別	集乳量
雪印乳業 <sup>1)</sup>	41,339石
"(地域外移出) <sup>2)</sup>	3,771
明治乳業	5,327
不二家乳業	3,049
計	53,486

1. 生乳共販組合資料による。
2. 1) 遠早第1, 第2工場のほか、三川中間工場、苫小牧市乳プラント分をふくむ。  
2) 東室蘭市乳プラント（雪印伊達工場管下）向け移出分。

同工場は処理能力日量五〇石といわれ、大罐れん乳とバターを製造、三二年の総処理量は一四、五〇〇石(平均日量四〇石)である。そのうち五、三〇〇石余が、由仁・追分・早来などの地域内の産乳、九、二〇〇石がこれに隣接する空知・石狩支庁管内各地からの集乳量である。

(3) 不二家乳業富川工場

鷓川町に隣接した日高門別町所在のこの工場は、鷓川町・厚真村の一部から三二年には約三、〇〇〇石(平均日量八石)を集乳しているが、これと日高支庁管内での集乳量をあわせて約二〇、〇〇〇石程度の処理加工をしている。製造品目は製菓原料用の大罐れん乳と若干のバターで、現在の処理能力は日量五五石というからすでにフルに近く、ここも一〇〇〇石処理の工場拡張をおこなっている。

かように各社工場が交錯して集乳を実施してきたところから、しだいに原料乳の争奪がはげしくなり、乳価も基本乳価や奨励金のほかにいわゆる「封筒乳価」<sup>(16)</sup>がつけられたり、特定生産者にたいする工場持込料の特別支払がおこなわれたり、各種の弊害が目につくようになってきた。一方集荷路線の重複等もめだち、これを合理化するとともにみぎの弊害を除去しようとする一元集荷共販体制への動きがよまってきたのである。やがて集約酪農事務所の行政指導とあいまって、地域内全市町村の各部落ごとに生産者の話し合いがもたれ、前後三〇数回にわたる会合の後に地域共販組合の設立が決定されたという。

共販組合設立上での最大の問題点は、各地区ごとの集乳経費にあまり大きな開きのありすぎること、最高は穂別地区の二五円七八銭(一升当り)から最低は早来地区の一円六七銭にいたるまで、きわめて大きな差があるため、これをプールして集乳事業をおこなうことは、それぞれの受益量にあまりにも大きなアンバランスを生ずるということであった。しかし、この組織化については、集乳競争のはげしい中心地区の専業的酪農生産者のほうがイニシ



アチーブをもつてすすめていたため、みぎの問題点もより大きな主体的利益のまえには克服できるものとされ、地域一本の共販組織にふみきることができたのである。かように、この地域の酪農生産者の中核をなす専業的酪農家が先進的役割をはたしたことは興味深い。すなわち、このような専業的酪農生産者の行動には、小利よりも大利を、短利よりも長利をとる合理的精神がみいだされるように思われるからである。

以上のように、各社の競争のはげしかったことが、この地域の共販を促進した大きな条件であったが、他面それだけ各会社と生産者との結びつきもつよく、これを一挙にたちきることができなかったため、地域共販は当面条件付販売委託という形で出発せざるをえなかった。それでも若干の未加入者を生じたが、ともかく大多数生産者の参加をえて、この地域共販組合は昭和三二年九月に全道各地域にさきがけて発足をみたのである。

共販組合は、当初は独立の農協組織とする予定であったが、それには出資を要するため中止し、胆振地区農協連の一事業部門として運営することにした。この部門は独立採算制の特別会計で、種々の資金繰りについては地区連に依存している。ただこの場合、由仁町は胆振地区連の管外なので、由仁町農協にたいして集乳事業を委託する形態をとっている。共販事業の運営については、各地区農協組合長および生産者代表からなる三〇名の運営委員会が協議決定し、さらにそのうちの二三名による常任委員会が隔月に開催されて、当面の運営問題を協議する。事務は専任職員二名が処理している。

集乳組織は、二〇台の車輛（大型車六、小型車一四）による全面的な路線集荷と、これを補なうための四カ所の集乳所からなっている。車輛のうち一台は各農協の一般営業車であり、九台は地区連名儀の限定運送車である。路線は長短各種あり、それぞれの状況に応じて車輛が配分されているが、最長の徳別―鶴川―浜厚真―遠浅線は一往

復走行料数が一八〇料におよぶ。四カ所の集乳所は雪印乳業からの賃借りで、集乳所職員各一名ずつも雪印からの出向になっており、その給与の三分の一を雪印が負担しているというから、雪印乳業はこの共販組合にかなり援助をあたえていることになる。これらの集乳所での受入れ分についてはここで検定をするが、その他の分は各到着工場を受入検査をしている。みぎのような集乳組織の現況を共販以前と対比すると、トラックは七〜八台、集乳所は五カ所減少しているという。これが合理化の当面の成果である。

共販組合は、集乳経費としてつぎの金額を各会社からうけとっている。雪印は五円（一升当り）、明治は由仁町集荷分については三円、追分町集荷分については四円、不二家は三円九三銭である。ただし不二家は実際には自分の車で集乳しており、これを組合がチャーターしたものとみとめるとい形になっているので、運賃実費をさしひいた残額一円五〇銭だけを組合にわたしている。これらの集荷費受取総額が毎月約二〇〇〜二五〇万円になるが、これからトラック運賃月額約一七〇万円をはじめとした各種経費が支出される。この地域は冬季も積雪が少なくないので、一部分をのぞいて路線集荷が周年確保されるが、一部の冬期における幹線までの搬出者には運賃が支払われる。また工場への直接持込者にも一円ないし二円五〇銭の持込料が支払われているが、これは上記のような集乳競争時代の各会社の個別の実績をひきついでいるため不合理な面が多く漸次是正すべきものとされている。

集荷費受取額からこれらの諸経費を差引いた残額は、生産者還元金にあてられる。当初この還元金は一升当り一円程度が予定されていたが、第一年度の実績についてみると、冬季の異常多雪で路線除雪に意外の出費を要したため一升当り五〇銭の還元にとどまったようである。なお、穂別地区については、上述のように多額の集荷経費を要することと、一方後述のように共販実施によって受取乳価がかなり大巾に上昇した関係もあって、この還元金は支

私されないことになっている。

さて以上のようにして集荷された生乳は、それぞれの販売委託条件にもとづいて各乳業会社に搬入され販売される。昭和三年五月調査時の現行取引乳価は、雪印關係が市乳原料四二円九一錢（中間工場価格）、その他原料乳四〇円、明治も同じく四〇円、不二家が四二円九六錢であった。共販移行によって、雪印は原料乳については従来の集乳所石数規模別差等をもちえず、全量主管工場価格で受入れることになった。このためたとえば前記の穂別地区などは、従前なら三四円の受取価格のところを一躍四〇円に上昇したのである。集乳の一部が市乳処理される苫小牧および白老町社台地区の生産者にたいしては、みぎの市乳価格と原料価格をプールした乳代が共販組合から支払われる。還元脱脂乳の取引については、いまのところ共販組合はタッチせず各会社と生産者との直接取引としているが、懐育成のかなりおこなわれるこの地域では脱脂乳需要も比較的多く、雪印一八円（一升当り）、明治一三円、不二家一四円という価格にたいして、雪印への価格引下げ要求がつよい。

以上が、胆振東部集酪地域の生乳共販事業の概要である。そこにはむろん種々の問題点が残ってはいるが、すでにかんがりの成果があったことは認められるであろう。そのような実績にたいして、発足時の未加入者（明治關係一戸、不二家關係二三戸）も漸次参加の気運にうごきつつあるという。かような共販組織の發展とともに、現行の条件付販売委託が無条件販売委託にきりかえられる可能性も漸次つよまっっていくと思われる。

##### 5、羊蹄山麓集酪酪農地域の場合

この地域は、後志支庁南半の一〇カ町村を包含している（第7図参照）が、羊蹄山・ニセコアンヌプリその他の山岳にとりまかれたこの地帯は、一般に標高が高く、また冬季の多雪で知られている。水稻・雑穀・馬鈴薯などの耕

種生産に若干の畜産を加味した混同経営形態が一般的で、地域の酪農家二、〇〇〇戸の飼養する乳牛頭数は四、四七〇頭、一戸当り二・二頭平均である（昭和三十三年末）。

昭和三十三年の年間総産乳量は、三九、八〇〇石（日産一〇九石）で、これから自家消費をひいた約三六、六〇〇石が販売乳量となっている。地域の中心工場は雪印乳業狩太工場で、このほかの乳業施設として同じく雪印の倶知安・黒松内両工場があるが、これら三工場がいずれも雪印八雲工場管下の中間工場であることは前述した。狩太工場は処理能力一五〇石の粗製チーズ工場であるが、三年現在では平均日量三三三石程度、年間一二、〇〇〇石の処理にとどまっている。倶知安工場は脱脂れん乳とバターを製造しており、処理能力約五〇石にたいして平均日量四二石を受入れているので、盛乳期に能力をオーバーする際は八雲工場に送乳している。黒松内工場は加工をおこなわず、還元脱脂乳必要量の分離をおこなうほかは、全量冷却してタンカーにより八雲工場へ送乳している。黒松内工場の受入乳量は平均日量二二五石程度である。かように、この地域内の乳業施設は雪印関係だけであり、



第7図 羊蹄山麓集約酪農地域乳業施設要図

またこの地域の位置や地形の關係で地域外からの集乳ということも全然おこなわれていない。

このような一社による集乳独占地域に生乳共販組織が発足をみたのであるが、これは前記の胆振東部地域の場合とはまったく異なった条件のもとに、異なった意義をもって成立したものであるとして注目されよう。すなわち、この地域共販組織も昭和三二年九月に発足したが、ここでは事業主体が北連で、北連俱知安支所の販売部門が管理業務をおこない、集荷の実務は各単協に委託している。集乳組織は、さしあたり一五カ所の集乳所と、これらを三つの工場につなぐ運搬路線からなっているが、今後しだいに集乳所の廃合をすすめ、同時にトラック集荷をできるだけ強化しようという計画である。しかしこの地域はきわめて多雪（積雪二米以上におよぶ）のため、冬期約五カ月間はトラックの運行が不可能なので、集乳所の大多数は維持する必要がある、その廃合はかならずしも容易ではない。さしあたって決定しているのは、集乳所二カ所の統合と一カ所の夏期間閉鎖である。集乳所はいずれも雪印の集乳所施設を買受けたものであり、職員も共販発足後四カ月間で全員農協職員にきりかえてしまっている。

以上の集乳事業経費は、雪印乳業から受取る一升当り五円の集荷費でまかなわれる。当初組合側は八円を要求したというが、会社側は現行集荷経費として五円をゆずらなかつた。一社独占地帯においては集荷経費の支出は極力おさえられていると思われるから、これを基礎としなければならぬこの地域共販の場合の運営はなかなか容易ではないであらう。北連支所の当事者によれば、いまのところ集荷実費がぎりぎり、若干の管理事務経費などは北連からの持出しになっているという。これらの点は、重複路線の合理化による経費節減などが可能な集乳競争地帯の共販組織と全然異なるところで、ここではむしろ生産者還元金などはのぞむべくもない。またこの地域では、従来の集乳所石数規模別差等乳価による集乳所取引建値が、共販移行後もそのまま維持されており、したがって生産者

の受取り乳価にもかくべつの変化はなかったわけである。

それでは、この地域の牛乳生産者が共販にふみきつた理由はどこにあるのであろうか。それは、これまでの雪印一社独占下における集乳組織の整備の遅れや、いわゆる各種サーピスの不足にたいする生産者側の不満が、みずからの共同集乳体制によるそれらの改善、不満の解消へとむかったからにほかならない。共販移行により、トラック集荷はいくらかでも強化されつつあり、他方一部小集乳所の統合によって石数規模別乳価の格上げがおこなわれた地区もある。これらの点で共販実施は一般に好感をもつてむかえられており、まずは順調なすべりだしをみせたわけである。しかしすでにみたとおり、この場合の地域共販組織は、自然的にも社会経済的にも合理化の余地がとぼしく、他方一社独占のもとでは、これにたいする共販組織の交渉力も弱からざるをえないから、ここでの事業運営には今後独自の悩みがつきまとうであろう。この悩みを解決するには、より高次のより大規模な共販組織体制によるほかないが、事業主体の北連がよくこれにこたえうるや否やは今後の課題に属する。

注(9) この当時の十勝地方における集乳加工の状況については、前出桜井編『北海道酪農の経済構造』のどくに第二章に詳し  
5。

(10) この脂肪率の差は、個別生産者からの受入脂肪率の平均よりも、合乳して工場に販売する際の脂肪率のほうが高くするため生ずるもので、これは受入時におけるサンプル採取の際の牛乳攪拌がどうしても不十分になることが原因だろうといわれる。したがって、従前から会社側の実際の受取脂肪量は、個別生産者にたいして支払われた名目脂肪量よりも多かったものと思われ、その差額は会社の利益になっていたわけである。

(11) この点については、たとえば桜井編『前掲書』一七三—一八一頁を参照。

(12) たとえば明治乳業は明乳会なる生産者の親睦団体を組織しており、雪印乳業系のものとしては各地に酪農振興会等の組織があることは知られている。とくに後者については、同前書の第三章を参照。

(13) この協定書はなかなか興味深いので、つぎに掲げておこう。

協 定 証 (一)

- 1、この協定証は八雲町酪農業協同組合が八雲高度集約酪農地区指定に協力するため締結調印したものである。
- 2、八雲町農業協同組合（以下甲と称する）は八雲町酪農業協同組合（以下乙と称する）の現状の取引形態を承認する。
- 3、乙は甲に生産割を納付し、甲は明治乳業株式会社に乙の生産牛乳の集荷と代金の精算を委任することとし、甲の一元集荷と見なす。
- 4、甲は高度集約酪農指定による受益に対し乙組合員を差別待遇しない。

この協定証の有効期間は高度集約酪農指定の日より計画完了の日までとする。  
右四項目を協定し、後日のため本書二通を作成各々保持する。

昭和三十一年一月二十四日

八雲町農業協同組合長

K · M

八雲町酪農業協同組合長

H · S

協 定 証 (二)

八雲町における生乳集荷の混乱を避けると共に八雲地域集約酪農建設計画遂行に努力し酪農振興に寄与するため、雪印乳業株式会社、明治乳業株式会社との間に次の通り生乳集荷の比率を協定する。

- 1、八雲町生乳量の八六%を雪印乳業株式会社、一四%を明治乳業株式会社に八雲町農業協同組合が配分する。
- 2、配分の比率は将来においても変動致さない。
- 3、配分の実績は組合が両会社に指示した日からとする。
- 4、何れかの会社が若し本協定に違反したとき、又はその様なことが惹起すると思われる様ときは地区内の各町村長、同農業協同組合長が協議し裁定の措置を講ずる。
- 5、前四項目の裁定の指示には絶対異議なく服従する。
- 6、右以外については農業協同組合長、両会社代表が協議して決定する。

北海道における牛乳流通と共販問題

昭和三十一年一月二十六日

右立会人

八雲町農業協同組合長	K	•
雪印乳業株式会社々長	S	•
明治乳業株式会社々長	K	•
	Y	•

八雲町長	T	•
	K	

八雲地区高度集約酪農建設期成会長	T	•
	K	

(14) 酪農連については、桜井編『前掲書』二六一―二六二頁を参照。

(15) 今金町の酪農生産および今金酪農協の成立発展については、北海道立農業研究所の松野弘・保志恂阿氏が昭和三十一年に実施した詳細な調査研究があるので、そのレポート「協同組合乳業と原料生産農家の経済構造」(『北海道農業研究』第一二号所収、一九五七年三月)を参照のこと。

(16) 公表乳価以外のプラスチックが封筒入りで個人的に手渡されるので、この名がある。

(17) 雪印乳業の脱脂乳価にたいする引下げ交渉にたいして、雪印は価格そのものは動かさないが、若干期間一升当り三回の割戻しをおこなうと回答した。

(18) ごく最近の現地関係者の話によると、明治乳業は三四年一月の札幌市乳工場完成以後、この地域の生乳を市乳価格で買いはじめたため、明治への販売者と雪印への販売者との受取乳価に大きな開きを生ずようになり、無条件販売委託への移行はおろか、共販組織の維持にも大きな困難を感じるにいたっているという。

(三) 全道共販計画について

以上にみたとおり、牛乳流通機構の發展的变化のなかで、生産者による牛乳共販組織化の主體的なうごきもようやくつよまりつつあるが、しかし種々の事情から行き悩んでいるところも多く、全道的にはかならずしも充分な展



開をみているわけではない。かような状況にたいして、全道各集約酪農地域の生乳共販体制確立を指導する立場にある北海道当局は、より強力な行政指導をもってこれを急速に促進しようとし、昭和三三年度に全道を一丸とする生乳共販計画をたて、これを実施にうつそうとはかったのである。北海道畜産課当局が策定した全道共販計画の骨子はつぎのようなものである。

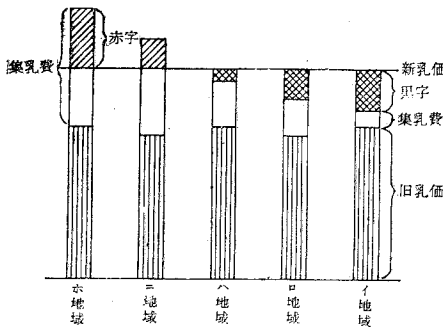
(1) 全道の集約酪農地域を対象とし、地域ごとに生乳共販組合を組織して共同集乳事業をおこない、各乳業工場渡りして取引をする。

(2) 事業主体は北連を中心とするが、地域の事情によっては地区連でもよ<sup>(19)</sup>。

(3) 乳価建値を工場渡し価格とし、同時に同一乳業会社について全道一律の同一乳価とする。すなわち新乳価は、従来の乳価に各会社ごとの全道平均集乳経費をプラスしたものとす。

(4) 共販組合からの生産者受取り乳代は、新乳価から地域ごとの共同集乳事業経費をさしひいたものとなる。したがって集乳経費が全道平均より低くてすむ地域の生産者受取り乳代は従来より増加するが、逆に集乳経費が平均より高い地域ではそのままでは生産者受取り乳代は減少することになる(第8図参照)。

(5) そこでかような赤字地域については、黒字地域での乳代受取り増加分の三〇%拠出制による酪農振興資金<sup>(20)</sup>から補填して旧乳価



第8図 新乳価と地域別集乳費との関係  
北海道農務部畜産課「新しく発足する共同集乳事業と新乳価」による。

水準を補償すると同時に、この資金の一部および道費補助金ならびに貸付金を運用して、集乳施設の合理化と乳牛飼養密度の増大をはかり、集乳経費の引下げにつとめるものとする。<sup>(22)</sup>

このような構想のうえに、北海道当局は三三年度当初予算に五〇〇万円を計上し、まず三三年度五月から八月にかけて全集酪地域ごとの集乳事業経費の詳細な調査を実施した。<sup>(23)</sup>この調査にもとづいて細部計画を作成し、「集酪略農地域における共同集乳組織の整備及び集乳の合理化実施要綱」を発表したのが同年一月であったが、同要綱によれば、道の助成は昭和三三年度から三五年度までの三年間に三千万円の補助と一億円の貸付をおこなうものとされている。これによってさそく当年度分補助金一千万円を追加予算に計上するとともに、「北海道共同集乳事業整備促進助成規則」を制定して、三四年一月からの同計画の発足をもくろんだのである。これだけのお膳立てをととのえたるうで、北海道当局は、一方では、各地域ごとに生産者代表をあつめて同計画の説明会をひらき、その周知徹底方をはかると同時に、他方乳業各社と同計画実施についての交渉に入つたわけである。ところが、雪印乳業（すでにクロバール乳業を合併）とは比較的早く話がすすみ、三四年二月ごろには原則的な了解にたつしたが、森永・明治両社とはなかなか話合いがつかず、交渉延引のままに年度会計閉鎖期日である五月末日をむかえたため、同計画の三三年度からの実施はついに見送りとなつたというのが、大体の経過である。

かように、北海道当局が計画した全道共販体制の発足はひとまず頓挫したかたちであるが、この頓挫の原因を考察してみると、今後の共販組織化の発展を考えるうえで重要なことであろう。それは一言にしていうならば、牛乳生産者自身の主体的な態勢がまだたまっていなかったからということに尽きる。森永・明治両社が「生産者はかならずしも共販をのぞんでいないから」といつているのも、たんなる口実とみることはできない。もともと乳

業会社が牛乳生産者の自主的な共販体制をのぞむはずのものではなく、生産者の主体的な結合がかたまつてはじめて共販体制が乳業会社に強制されるものだからである。すでにみたとおり、とくに森永・明治等の会社は、特定の生産者をみずからの側につよくひきつけておこうと努力しており、実際にこれらの会社と特定生産者との結びつきはまだひじょうに根づよい。かような紐帯をとおして集乳が確保されており、また確保できる見透しがあるかぎりにおいては、これらの乳業会社が共販をうけいれることはまずないであろう。雪印乳業の場合は、むしろそのような他社と生産者との紐帯をうちきる意味で共販に賛成していることは、すでに各地の事例がものがたっていた。全道共販計画にたいする当面の各社の態度も、まさにそれ以上のものではないのである。

北海道当局が、みぎのような牛乳共販をめぐる客観的、主体的条件に充分立脚することなく、計画実施をいそぎすぎたことが頓挫の主因であるというほかはない。それをあえて推進できると考えたのは、とくに助成金をテコとした行政指導にたいする当局の過信だったのではないかと思われる。その結果、今回の共販計画はほとんど行政当局の独走状態におわらざるをえなかった。そして、交渉の経過がしめすとおり、森永や明治乳業にこの共販計画をうけいれさせることはできなかったのである。

問題は結局、牛乳生産者の主体的な態勢いかにかかっている。それがかたまらなければ、乳業会社に共販をうけいれさせることはできない。だから当面の問題は、その態勢をいかにして作りあげるかということである。そのためには、やはり一つ一つの現地について、地域ごとに生産者の内部統一をはかり組織的結合をかためてゆく以外に方法はない。生産者の話し合いをかさね、理解と納得のうえに組織化を進めていくべきことである。それにはむろんある程度の時間が必要である。しかし、このような地域的組織化のつみ上げなしには、全道共販体制の成立はあ

りえない。これは、後述する牛乳流通範囲の局地性という点からも、当然のことなのである。この当然の過程をさきまわりして、上から一挙に全道共販体制をつくりあげようとしたところに、今回の計画の頓挫の理由があったといえる。

その後全道生乳共販協議会が、この点の批判のうえに、当面各地域共販組織の確立に主力をそそぐ方針を決定し、北海道当局もこの方針にそった助成方式をとることに計画をきりかえたことは、当然のことながら正しかったであろう。現在このような方針のもとに、先述したような各地の経験にまなびつつ、地域生乳共販組織の設立がすすめられている。これらの各集約酪農地域における共販組織は、それぞれ遠からず成立するであろう。

だがそれと同時に、いまあわせ考えておかなければならないのは、今回の全道共販計画でまったく盲点になっていた集酪地域以外における共販組織化をどうするかという問題である。<sup>(24)</sup>これをぬきにして、集酪地域だけをよせあつめてみても、全道共販体制を整備することはできないのであり、ことに上記のような新乳価体系の実施にいたってはきわめて困難だというほかはない。もしこれをあえてするならば、おそらく大きな混乱をひきおこすであろう。かような点でも、今回の全道共販計画は大きな欠陥をもっていたといわなければならない。この点の是正方針をもつことなしには、今後の全道共販体制整備の指導はできないはずである。

ともあれ以上が、北海道当局の計画した全道生乳共販体制をめぐる経過の概要である。それは上述のような諸事情から、さしあたりは一頓挫せざるをえなかった。しかしながら、北海道当局がきわめて大胆にかような計画をとりあげ、またきわめて精力的にその実現にとりくんだことが、全道的に生乳共販組織化の気運を促進するうえで大きな効果をあげたことは否定できない。その点は積極的に評価することが必要であろう。みぎの経過のなかで、す

くなくとも各集酪地域における地域共販組織の設立だけは、ほとんど既定の事実となつてしまつてゐる。森永・明治両社といえども、若干の条件はつけるにしても、基本的にはこれを認めざるをえないであらう。おそらくこれらの地域共販組織は、三四年途中でにはそれぞれ何らかのかたちで発足すると思われるが、かような地域共販組織がより広く全道的に展開してゆくならば、やがてはそのうえに今回道が計画したような全道共販体制を実現することも、けつして不可能ではなくなるのである。

注(19) 北海道当局としては、事務取扱上の便宜などから、できるだけ北連一本にしほりたかつたようであるが、現地側の反対にあつて地区連をもくわえることになつた。この点の議論については、たとえば『デリーイ・ジャパン』誌一九五九年三月号の座談会記事「動きだした北海道の牛乳共販」などを参照。

(20) この酪農振興資金は、道の「集約酪農地域における共同集乳組織の整備及び集乳の合理化実施要綱」九の4によれば、つぎのようなものである。

(一) 牛乳生産者は、酪農経営の安定化を図るため酪農振興資金を自主的に拠出するものとし、経済連は、この酪農振興資金を次表の上欄に掲げる事業を実施するため該中欄及び下欄の割合及び期間により使用するものとする。

事業名	割合	期間
共同集乳事業運営費補てん事業	約三分の二	昭和三三年度より三五年度まで
乳牛導入資金貸付事業	約三分の一	昭和三四年度より三六年度まで
道貸付金の償還		昭和三三年度より四〇年度まで
牛乳消費拡大事業		昭和三三年度以降

(二) 酪農振興資金は、昭和三三年度から三五年度までの間は、新乳価体系に移行することによつて黒字となる集約酪農地域の生乳生産者がその黒字額の三割を基準として拠出するものとし、昭和三六年度以降においては、北海道生乳共販協議会と北海道生乳共販事業主体協議会とが互に協議のうえ、その拠出方法を決定するものとする。

(21) 同前「要綱」によれば、集乳施設の合理化にたいしては、つぎのような補助金交付と貸付がおこなわれる。

北海道における牛乳流通と共販問題

- | 施設名                              | 補助率 | 貸付率 |
|----------------------------------|-----|-----|
| 集乳所の新設                           | 六割  | 四割  |
| 集乳所の冷凍機械の新設                      | 六割  | 四割  |
| 運搬自動車(トラック、三輪車、雪上車)及びタンク車に限る。の購入 | 六割  | 四割  |
- (22) みぎの補助金交付は、昭和三三年度から三五年度までの三年間に、三千万円を限度としておこなうものとされている。同前「要綱」によると、このための乳牛導入資金として、三四年度から三五年度までに総数四百頭分(一頭当り五万圓標準)の貸付がおこなわれることとなっている。あわせて前出の酪農振興資金の一部預託をひきあてに、道信連から有畜農家創設資金による乳牛導入のための頭金の融資(一頭一万八千圓標準)総数八百頭分がおこなわれることになっている。
- (23) 北海道農務部畜産課の『北海道牛乳集出荷体系調査報告』によると、集約酪農地域における共同集乳事業の実施によって、総額約一億円にのぼる集乳経費の節約が可能だと見積もられている。
- (24) 道の全道共販計画では、集約酪農地域内の産乳が地域外の乳業施設に販売出荷される場合、ならびに地域外の産乳が地域内の乳業施設に販売出荷される場合等については一応考慮されているが、集酪地域に直接関係のない牛乳取引については全然考慮外におかれている。
- (25) 昭和三四年度中に八雲、根室内陸、十勝清水の三地域をのこして、他はいずれも地域共販組織の発足をみるようになった。のこった三地域は、どの場合も明治側生産者と雪印側生産者との対立のはげしいところで、共販成立は当分困難だとみられる。

#### 四、牛乳共販の諸問題

——結論にかえて——

以上みてきたところの最近の北海道における牛乳流通機構の發展的变化と、そのなかでの牛乳共販組織化の展開にかんする考察を総括する意味で、最後に牛乳共販についての諸問題を要約的に整理し、もって結論にかえるこ

としたい。

(1) 最近における四大乳業会社をはじめとする乳業資本間の競争関係の展開をつうじて、北海道における牛乳流通機構もかなり顕著な発展的変化をあらわし、集乳組織のごときも総じて近代化の方向にすすみつつある。しかしその一面、資本間の競争による種々の弊害や不合理性も表面化しこれを是正合理化しようとする要求は必然的につよまってきた。そのため、従来の牛乳流通過程の担当者であった乳業資本にかわり、牛乳生産者の組織が流通過程をも担当して、共同集乳による集荷過程の一元化をつうじて流通過程の合理化をはかるとともに、共同販売による牛乳生産者の経済的主体性の強化を実現しようとする動きが発生し、発展したのである。なお、かような動きを促進したものととして、集約酪農地域における共同集乳体制整備のための行政指導が、かなり大きな役割をはたしていることは見逃がせない。

(2) みぎのような牛乳共販組織が、すでにいくつかの地域において種々の形態で発足しており、それぞれにかなりの成果をあげはじめている。これらの成果と経験とが、他地域における共販組織の成立と展開に貢献しているところは大きい。しかし一方、客観的条件は発展していても、主体的条件が整わないために組織化の進展が遅れているところも多い。これは、かならずしも小異をすてて大同につきえない酪農生産者内部の主体的な弱さをものごとっているが乳業資本の競争関係は一面ではよりつよくこの点にはたつきかけているといえる。

一般に、長期的あるいは全体的にみれば一致する利害も、短期的あるいは部分的にはかならずしも一致するわけではない。農民の行動は、ともすれば短期的あるいは部分的な利害にもとづくことが多いが、ことに主業化してない小規模酪農生産者の場合、牛乳販売をめぐる利害の判断はいっそう短期的かつ部分的な視野のうちにあること

が多いと思われる。その意味では、もっと専營的あるいは主業的な酪農生産者が増加しなければ、牛乳共販組織の主体的条件は充分つよまらないといえるかもしれない。胆振東部地域における共販組織化にさいして、早来地区の専營的酪農生産者たちが主導的な役割をはたしたことは、この点にひとつの示唆をあたえるものである。

とはいえ、最近の農民における商品生産者としての主体性の成長は、農協活動の一般的な発展のなかに反映しつつある。なかでも各種農産物の自主共販運動の展開はその中核をなすものであるが、牛乳共販のうごきもこれときりはなして考えることはできない。北海道における牛乳共販の組織化が、いわゆる総合農協の共販活動の一分野として展開していることは、その意味でゆえのないことではない。複合的商品生産をいとなむ農業生産者の販売活動には、さしあたり総合農協による共販組織がもっとも適合しているであろう。北海道において支配的ないわゆる混同經營的酪農生産者の牛乳共販活動が、当面総合農協組織をつうじて展開していることの必然性が、そこに認められるのである。上述した酪農生産者内部の若干の利害矛盾は、かかる方向と形態において漸次統一されるであろうし、げんにそのように進みつつある。

(3) ともあれ、みぎの諸事情から考えて、北海道における牛乳共販体制の整備と發展には、なお若干の時日をかす必要があると思われる。その指導にさいしても、あくまで速成はさけ、生産者の主体性の成熟をはかることが重要であろう。なんとといっても、かような生産者組織にとっては、外見的な形式の整備よりも、内面的な結合の強固さこそがその生命だからにほかならない。

他方、はじめから百パーセントの高次な組織形態のみをのぞんで、部分的にもせよ結合の熱意の結集を押し止してしまうことも戒めなければならぬ。ある小単位の結合にしても、もしこれに組織としての合理性がみとめられる



ならば、それはそれとして発足させるべきものであろう。低次の段階での実践的経験は、より高次の問題の認識の手がかりとなり、より高次の組織的結合の基礎をあたえるものとなるからである。下から上へ、より低次のものからより高次のものへすすむことが、組織の原則たるゆえんにほかならない。十勝地方についてみたいわゆる単協共販の経験は、不十分ながらそのことをおしえていであらう。

けっきょく、共販組織が、単協、あるいは特定の地区ないしは地域、もしくはそれを超えるものいずれの段階でまとまるかは、それぞれの客観のおよび主体的条件に依存することであって、これらのすべてを何らか一定の線で律しようとすることは、おそらく現実的ではあるまい。そのさいとくに考慮すべき客観的条件として、牛乳流通が地域によりそれぞれ特定の流通範囲をもっているという点を指摘することが必要である。牛乳流通市場の特殊性の一側面として、その局地性、ローカル性を正しくとらえることは、生乳共販組織化にあたってとくに重要な意味をもっているからである。この点については後でさらにふれる。

みぎのような生乳共販組織上の諸原則にてらしてみると、今回の北海道当局の全道共販計画のすすめ方は、その熱意と努力にもかかわらず、やはり妥当なものではなかったといえる。主観的意図はともかく、その経過についてみたところでは、時間的には拙速主義におちいついていたし、組織的には上からのおしかぶせと全道一律の劃一主義がはたらいていたことはいなめない。それらの点で、今回の全道共販計画は、当然頓挫すべくして頓挫したといつて過言ではないであらう。今後の牛乳共販組織化にあたっては、この教訓は充分にかさねなければならぬ。

(4) すでにみたとおり、現在のいわゆる牛乳共販組織のもっとも直接的な目標は、主として集乳組織の合理化により集荷経費を節減して、この節減部分を牛乳生産者に還元し、その実質的な販売収入を高めようというところに

おかれている。しかし、乳業資本の競争により生じた集乳施設の重複等にもなる失費は、もともと社会的失費であつて、おそらくは原料生産者のみならず乳製品消費者によつても負担されているものにちがいない。したがつて、その合理化による失費部分の節減も、さしあたりは原料生産者の利得として取得されえたとしても、当然早晩のうちには原料コストの低下部分として製品価格の低下の方向をつうじて社会全体に帰属してゆくべき性質のものである。

かようなことはまた、今後さらに続行されるであろう共販組織内部での集乳過程の合理化の成果についてもいえることであつて、集乳労働の節減は当然原料乳の価値低下となるから、その節減部分もやがて原料乳価格低下の方向において、製品価格の低下をもたらしすべきものとして社会的一般の利益のなかに解消せざるをえない。むしろ現在の経済諸関係のもとでは、これらの合理化による成果の全部ないし一部が往々にして乳業資本の収取するところとなつてしまふが、これはけっきよく資本の市場独占力のいたすところで、その程度の如何は資本にたいする原料生産者ならびに製品消費者の対抗力の強弱と、一方資本間の競争関係に規制されてきまつてくる事柄だといえる。

だから概していえば、共同集乳組織による集乳過程合理化の成果は、生産者にとっては多かれ少なかれ一時的なもので、それがいつまでも持続されるという保証はまつたくない。ただ、合理化による集乳コスト低下と、受取り価格（現在では会社から支払われる集荷費）低下とのタイムラグが、共同集乳の出発当初は比較的に大きいため、生産者の利益享受の幅も相対的に大きいというだけで、やがて合理化の進度がおちる一方、乳業資本からの引渡し価格の引下げもつよまるため、共同集乳の利益享受はきわめて制限されたものにならざるをえない。けっきよく牛乳共販組織にとつては、流通過程合理化の利益は本質的なものではなく、とくに成立当初の一時的・過渡的なものに

すぎないといえる。根本的な問題は、牛乳共販組織にとってもやはり、その所要経費にたいしていくらもの価格が引渡されるかという価格問題であって、すべては価格交渉力の如何に帰着するといつて過言ではないのである。

みぎのように、牛乳共販にとつて流通過程合理化の利益は本質的なものではないという点で、もう一点ふれておくべきことがある。冒頭にのべたとおり、牛乳の商品学的特性から生乳流通過程には商業組織は介入せず、これが生乳流通の一特殊性をなしている。ここにもし一般商業組織が介入し、その商業利潤部分が社会的な生乳流通費用の一部を構成しているものとするれば、そこに登場する生乳共販組織は、受取り価格のなかからこれに照応する金額を生産者に回収することができるにちがいない。しかし生乳流通過程には商業組織が介入せず、そこには一般的な商業利潤は成立していないから、みぎのような共販の利得もまた成立しえないことになる。この点は、他の多くの農産物共販の場合と異なる生乳共販の特殊性だといえよう。なおこの場合、乳業資本が牛乳取引をつうじて收取する商業的利潤の問題は、さしあたり問題にならない。かような收取の可能性は、牛乳取引がおこなわれるかぎり存在するのであつて、共販組織がよくこれを排除しうるか、もしくは制限しうるのは、前述した価格交渉力の如何にのみかかってくる問題なのである。

(5) 以上のように、牛乳共販組織がその利益を維持確保してゆくためには、集乳事業面での合理化を前進させていくことと同時に、乳業資本にたいする対抗力をつよめ、強力な価格交渉力をもつことが、どうしても必要である。それは結局、いかにして牛乳を価値（輸送労働をふくめて）どおりに販売するか、あるいは少なくとも自家労働にたいする労賃部分を割らない価格で販売するかという価格交渉一般の問題に帰着する。そのためには、牛乳共販組織は、乳業資本の原料乳需要独占に対抗する供給独占組織として、みずからを確立しなければならぬ。かような裏

付けがなければ、集乳過程の合理化も生産者にとってはほとんど無意味なものとなり、共販組織はかえって資本にとって合理的な下請け集乳組織に化してしまうのである。

前にふれた共販組織の規模の問題も、けっきょくは乳業資本にたいする原料供給独占力の観点から決定されるべき問題であり、現在の共販組織の多くも、漸次かような観点から再編成されざるをえないと思われる。それは、一般的にいえば組織の大規模化の方向をとるのであるが、前述した牛乳流通の局地性の問題から、たとえば今金町酪農協の場合のように、比較的小規模でも局地的市場独占が成立する場合があります。だから牛乳共販組織は、この生乳流通圏の範囲を正しく把握して、そこでの生乳供給独占をはかり、乳業資本にたいする対抗力、価格交渉力をつよめなければならぬ。現在の集約酪農地域の設定は、みぎのような生乳流通圏とはかならずしも一致するものではないから、いわゆる地域共販の組織形態は再検討されるべきものをふくんでいるであろう。

(6) さて、供給独占体としての生乳共販組織を考える場合、問題となるのは例によって牛乳の商品学的特性である。

その第一は、いうまでもなく変質腐敗しやすいために流通時間がきわめて短からざるをえないという点である。冷却・滅菌等の処置によって若干時間の貯蔵はできるが、他の商品のように倉庫に保管しておいて出廻り量を制限したり、値上りを待機したりすることはできない。かように短時間のうちに処理してしまわなければ商品価値をうしなうという牛乳の特性は、その流通に商業組織の介入しえない最大の理由であるが、それは同時に共販組織にたいしても大きな弱点をあたえる理由となっている。

第二は、この貯蔵性のとぼしい牛乳が、毎日生産され、連日出荷される商品だという点である。だから牛乳の流

通過程は、つねに停滞することのない流れになつていなければならぬ。万一これに停滞が生ずれば、牛乳はたちまち溢れだし、洪水となつてしまふ。この点が、いざというときには供給制限を武器とする共販組織にとつて、やはり大きな弱点となるものといえる。たとえば、価格交渉が不調で販売ストライキをやるという場合、一日二日以上に及びげば、牛乳を畑にぶちまけるか、川に流すかでもして頑張るほかはないのである。

第三は、生乳の運搬能性の低さである。上記の貯蔵性の低さからあまり長時間、長距離の輸送にはたえられないし、また重量の大半をなす水分の輸送にあまり運賃をかけることもきわめて不経済だからである。そのため生乳は、一定の流通圏外にできることはかなり困難で、市場は多少とも局地化せざるをえず、有利な販売先をもとめて市場転換をおこなうというようなことはむずかしい。

これらの点から、生乳は一般に共販には不向きな商品だといわれるのである。

しかし、みぎのような牛乳の特性が、たんに販売者の側のみ一方的に不利をあたえるものとみることにはかならずしも妥当ではない。なぜなら、牛乳の購買者たる乳業加工資本の側もまた、かような生乳の特性によつて制約されているからである。一定の乳質の一定量の生乳を、毎日定期的な購入処理すべく設備された加工施設にとつて、その受入乳量、あるいはその乳質、またはその受入処理の連続性などにおいて、何らかの変動を生ずることは大きな損失を意味する。しかも、かような変動を生じた際に、これを補うべき生乳の購買を一定の流通圏をこえておこなうことは、困難であるか、もしくははいちじるしく経済的に不利なのである。たとえば、前にみた明治乳業今金工場の場合が、そのことを端的にしめしているといえよう。

したがつて、みぎにあげたような牛乳の商品学的特性は、その販売者をも購買者をも同時に制約しているわけ

あつて、これをめぐる両者の相対的有利不利關係は、けっきょくは両者の資本力、経済的対応力の差に依存しているものといわなければならないであろう。もし加工資本の側が、共販組織にたいして相対的に弱力であれば、みぎの牛乳の特性は当然加工資本に不利に作用することになるのである。むろん、現実にはそのような關係は例外的であつて、一般的には販売者側の相対的弱力が問題であることはいうまでもない。

(7) かような牛乳共販組織と乳業資本との相互關係から考えて、とくに強大な三大乳業資本がほとんど全面的に支配している北海道にあつては、共販組織はそれ自体の強化をはかると同時に、とくに乳業資本間の競争關係をいかにたくみに運用するかを考慮することが、生乳共販体制の成否の鍵になると思われる。そして、資本間の競争關係のありようは、景気の局面とともに変化するから、共販組織もそれぞれに対応した態勢をとらなければならない。

まず競争關係がはつきり外面にあらわれる好況からブームの時期についていえば、この時期には外延的な集乳競争がおこなわれるから、共販組織は各企業にたいする供給乳量の配分調整を武器としてうまく運用すれば、かなりのところまで有利に乳価引上げをはかることができよう。むろんかような時期には、かならずしも共販組織がなくとも乳価は上昇するが、共販組織がうまく運用されれば一そう有効に乳価上昇をはかることができ、生産者の利益をより高めることができるはずである。

つぎに逆に恐慌から不況にかけての時期についてみると、この時期には資本の競争關係は内包的にむかい合理化競争の形をとるから、乳価はできるだけ低くおさえようとされるし、ときには受入乳量の制限すらあらわれて、共販組織にとつてはひじょうに困難なことになる。しかも、前述した牛乳の性質からして、かような時期になると生乳共販には有力な対抗手段がほとんどない。最後のな手段としては、牛乳の全面的あるいは部分的な供給停止――

販売ストライキをやるほかないが、この場合は前述のとおり、一日二日をこえれば牛乳をすけても斗う覚悟が必要である。これはおそらく容易なことではあるまい。かように不況時における牛乳共販組織の立場はきわめて困難なものであるが、いわんやこれにくわえて乳業資本間の原料購買カルテルでもむすばれるならば、その困難はいっそう倍加するであろう。

(8) 不況時における原料供給制限の一段として、生乳共販組織自体が加工施設をもって、集乳の一部を処理加工する方式がある。戦前における北海道酪連の方式がまさにこれであつたし、現在でも今金酪農協などの若干の事例にこれがみられる。しかし、いまかような加工処理をおこなつたとしても、現在ではその製品の販売がきわめてむずかしい。すでに大メーカーによつて独占的に把握されている製品市場にたいして、たまたま余剰牛乳で製造された銘柄も通らぬ品物が入りこんでゆく余地はないし、ましてや不況の時期にはそうである。どうか、あちらこちらに小口販路を見いだしたにしても、販売コストに食われて経済的にひきあわず、結局は大メーカーの販売ルートに組込まれる以外に道はないということが、今金酪農協の場合にも明らかであつた。

一方、共販組織がかような加工施設をもつことになる、設備の遊休化をふせぐためには、余剰牛乳の処理のみ運転するというようなことはゆるされず、これを定常的に使用することが要請される。だから、かような共販組織の加工方式は、余剰牛乳の処理方法としてはまったく一時的のものにすぎず、やがてその加工部門は、牛乳共販とは全然独立に加工資本としての自己運動をはじめざるをえない。このような自己運動の展開は、酪連から雪印乳業にいたる発展過程に明らかだが、それは牛乳共販組織自体にとっては対立物への転化にほかならない。そして、もしかような発展的転化に成功しない場合には、その加工施設への投資部分は、牛乳共販組織にとつての失費とな

り、大きな経済的負担として残らざるをえないのである。ことに最近では、脱脂乳加工の発達にともなうて、脱脂乳加工施設をもたぬ組合小製酪のごとき事業は、製造バターのコスト高と価格安に悩み、ほとんど消滅の過程をたどりつつある。そのなかで今金酪農協が、生乳共販と小製酪事業との結合方式をいまなお維持しているについては、前述した特殊な立地事情のあることを見忘れてはならないであろう。

要するに、乳業企業がかなり高度に、また大規模に発達した現在の段階では、牛乳共販組織による処理加工方式は、製造面でも流通面でも大資本との競争にたえず、一般的にはもはや成立の余地もなく、成功の見透しもないといわなければならない。それは、全道規模の牛乳共販組織の場合についても同様である。あるいは全国的規模の牛乳共販組織が全面的に処理加工にまでのりだすという形でなら、成立の可能性が考えられないこともないが、牛乳共販の全国組織そのものが当面の課題からかなり遠い現状では、かような可能性を論じてみてもあまり意味がないであろう。

(9) 以上のように、牛乳共販組織による原料供給独占の効果は、好況時にはかなり期待できても、不況時には販売ストライキというようなかなか困難な手段以外に有力なきめ手がないため、あまり期待がもてないということになる。これが、おそらく現在の大乳業資本にたいする牛乳共販組織の対抗力の限界であろう。しかし、だからといって生乳共販を過小評価してはならない。むしろ、共販組織によって完全に大乳業資本に対抗できるというような幻想はいましめなければならないが、牛乳共販組織の機能と限界を科学的に知って、これを正しく運用発展させれば、酪農生産者の利益を維持増大するうえですくなくならず役立つことはたしかである。

とはいえ、本来不況時において期待されるべき共販の効果は、現在の生乳共販については充分期待できないとす



れば、かかる時期における乳価維持の方途はべつに考慮されなければならないことになる。すなわち、酪農生産の保護振興の立場をとるかぎりにおいては、かかる不況時の乳価支持のために、何らかの形で一定の最低価格を保証するような制度を確立する必要があると思われるのである。このような乳価支持制度については論ずべきことが多いであろうが、ここではそれまで待ちいる余裕がないので、さしあたり問題の指摘だけにとどめておく。なおそれと同時に、乳業資本による原料購買カルテルの形成を嚴重に阻止する措置も、重要な意味をもつことになる。

(10) それはともあれ、牛乳共販組織が、供給独占による価値実現の機能を基本的な任務としてもつものとするれば、そのことからまた逆に、牛乳共販組織による流通過程の全面的把握——集荷組織の完全掌握が、つよく要請されてくる。すでにみたとおり、従前から、北海道では北連が全道酪農民からの生乳販売委託をうけて、雪印およびクロバー乳業にたいする団体取引を実施してきたのであるが、これはまったく形式上の共販体制であり、乳代支払の便宜のためのものにすぎなかったといつても過言ではない。つまり北連は、牛乳の集荷をまったく担当せず、販売生産物をみずからの手に掌握する組織をもっていなかったのである。だから北連牛乳委員会による乳業会社との乳価交渉は、物的な裏付けによる迫力がともなわず、会社側の提示する乳価に一応の不満はしめしても、決定的な対抗力をもたねばかりに、けっきょくは妥協におわらざるをえなかったのである。それゆえにまた、従前の北連による団体取引体制は、森永や明治乳業等の個別的取引による切崩しにもまったく無力だったのだともいえる。

もはや、かような形式的な共販体制はほとんど無意味である。共同集荷体制をもった実質的な共販組織が、これにかわらなければならぬ。共販組織は集荷組織を完全に掌握し、乳業工場渡し取引を確立することによって、は

じめて供給独占力を把握することができる。かような供給独占の観点からいえば、集乳組織のなかでもクローラース  
テーションのごとき、冷却貯乳施設はきわめて重要な意味をもってくる。それは、共取組織が乳業会社に対抗する  
際の一つの拠点たりうるからである。かくて集荷組織を完全に手中におさめ、販売商品をその手に掌握しては  
じめて、共取組織は乳業資本にたいして強力な価格交渉力をもつことができるのである。

(研究員)